

官報

号外
昭和四十五年三月十九日

第六十三回 衆議院會議録 第十一号

昭和四十五年三月十九日(木曜日)

議事日程 第九号

昭和四十五年三月十九日

午後二時開議

第一 地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案(内閣提出)

第三 不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律案(建設委員長提出)

第四 自転車道の整備等に関する法律案(建設委員長提出)

第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

第六 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案(内閣提出)

日程第三 不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律案(建設委員長提出)

日程第四 自転車道の整備等に関する法律案(建設委員長提出)

日程第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

日程第六 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十五年三月十九日 衆議院會議録第十一号

午後二時四十分開議
○議長(船田中君) これより会議を開きます。

日程第一 地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

昭和四十五年二月二十四日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

年度から昭和四十八年度までの各年度分として交付すべき地方交付税の総額に計算するものとす。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長菅太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔菅太郎君登壇〕

○菅太郎君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の状況にかんがみ、昭和四十四年度分の地方交付税の総額の特例を設けるとともに、土地開発基金費にかかる道府県分の単位費用を引き上げることとし、あわせて、補正予算により増額された同年度分の地方交付税の総額の一部を、昭和四十五年度分の地方交付税の総額に加算しようとするものであります。

本案は、二月二十四日本委員会に付託され、三月十日秋田自治大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

三月十七日、質疑を終了し、討論の申し出もなく、直ちに採決を行ないましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案を議題といたします。

昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案

国会に提出する。

昭和四十五年二月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

一七五

別表第一 昭和45年4月の給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表
(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円 28,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の 7%に相当する 金額
28,000	29,000	110	0	0	0	0	0	0	0	2,200
29,000	30,000	190	0	0	0	0	0	0	0	2,400
30,000	31,000	270	0	0	0	0	0	0	0	2,500
31,000	32,000	350	0	0	0	0	0	0	0	2,600
32,000	33,000	430	0	0	0	0	0	0	0	2,700
33,000	34,000	510	0	0	0	0	0	0	0	2,800
34,000	35,000	590	0	0	0	0	0	0	0	2,900
35,000	36,000	670	0	0	0	0	0	0	0	3,000
36,000	37,000	750	0	0	0	0	0	0	0	3,200
37,000	38,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,300
38,000	39,000	910	0	0	0	0	0	0	0	3,400
39,000	40,000	990	0	0	0	0	0	0	0	3,500
40,000	41,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	3,600
41,000	42,000	1,150	0	0	0	0	0	0	0	3,700
42,000	43,000	1,230	0	0	0	0	0	0	0	3,800
43,000	44,000	1,310	0	0	0	0	0	0	0	4,000
44,000	45,000	1,390	0	0	0	0	0	0	0	4,100
45,000	46,000	1,470	0	0	0	0	0	0	0	4,300
46,000	47,000	1,550	0	0	0	0	0	0	0	4,500
47,000	48,000	1,630	130	0	0	0	0	0	0	4,700
48,000	49,000	1,710	210	0	0	0	0	0	0	4,800
49,000	50,000	1,790	290	0	0	0	0	0	0	5,000
50,000	51,000	1,870	370	0	0	0	0	0	0	5,400
51,000	52,000	1,950	450	0	0	0	0	0	0	5,500
52,000	53,000	2,030	530	0	0	0	0	0	0	5,700
53,000	54,000	2,110	610	0	0	0	0	0	0	5,900
54,000	55,000	2,190	690	0	0	0	0	0	0	6,100
55,000	56,000	2,270	770	0	0	0	0	0	0	6,300
56,000	57,000	2,350	850	0	0	0	0	0	0	6,500
57,000	58,000	2,430	930	0	0	0	0	0	0	6,700
58,000	59,000	2,520	1,010	0	0	0	0	0	0	6,900
59,000	60,000	2,610	1,090	0	0	0	0	0	0	7,100
60,000	61,000	2,710	1,170	170	0	0	0	0	0	7,300
61,000	62,000	2,800	1,250	250	0	0	0	0	0	7,500
62,000	63,000	2,900	1,330	330	0	0	0	0	0	7,700
63,000	64,000	3,000	1,410	410	0	0	0	0	0	7,900
64,000	65,000	3,090	1,490	490	0	0	0	0	0	8,100
65,000	66,000	3,190	1,570	570	0	0	0	0	0	8,300
66,000	67,000	3,280	1,650	650	0	0	0	0	0	8,500
67,000	68,000	3,380	1,730	730	0	0	0	0	0	8,700
68,000	69,000	3,480	1,810	810	0	0	0	0	0	9,000
69,000	70,000	3,570	1,890	890	0	0	0	0	0	9,200
70,000	71,000	3,670	1,970	970	0	0	0	0	0	9,400
71,000	72,000	3,760	2,050	1,050	0	0	0	0	0	9,700
72,000	73,000	3,860	2,130	1,130	130	0	0	0	0	9,900

イ 甲 表
(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
73,000	74,000	3,960	2,210	1,210	210	0	0	0	0	10,200	
74,000	75,000	4,050	2,290	1,290	290	0	0	0	0	10,400	
75,000	76,000	4,150	2,370	1,370	370	0	0	0	0	10,600	
76,000	77,000	4,240	2,450	1,450	450	0	0	0	0	10,900	
77,000	78,000	4,340	2,540	1,530	530	0	0	0	0	11,100	
78,000	79,000	4,440	2,640	1,610	610	0	0	0	0	11,300	
79,000	80,000	4,530	2,730	1,690	690	0	0	0	0	11,500	
80,000	81,000	4,630	2,830	1,770	770	0	0	0	0	11,800	
81,000	82,000	4,720	2,920	1,850	850	0	0	0	0	12,100	
82,000	83,000	4,820	3,020	1,930	930	0	0	0	0	12,300	
83,000	84,000	4,920	3,120	2,010	1,010	0	0	0	0	12,600	
84,000	85,000	5,010	3,210	2,090	1,090	0	0	0	0	12,900	
85,000	86,000	5,110	3,310	2,170	1,170	170	0	0	0	13,200	
86,000	87,000	5,200	3,400	2,250	1,250	250	0	0	0	13,500	
87,000	88,000	5,300	3,500	2,330	1,330	330	0	0	0	13,800	
88,000	89,000	5,400	3,600	2,410	1,410	410	0	0	0	14,100	
89,000	90,000	5,490	3,690	2,490	1,490	490	0	0	0	14,400	
90,000	91,000	5,600	3,790	2,590	1,570	570	0	0	0	14,600	
91,000	92,000	5,710	3,880	2,680	1,650	650	0	0	0	14,900	
92,000	93,000	5,840	3,990	2,790	1,740	740	0	0	0	15,200	
93,000	94,000	5,960	4,100	2,900	1,830	830	0	0	0	15,500	
94,000	95,000	6,090	4,210	3,010	1,920	920	0	0	0	15,800	
95,000	96,000	6,220	4,310	3,110	2,010	1,010	0	0	0	16,100	
96,000	97,000	6,340	4,420	3,220	2,100	1,100	100	0	0	16,400	
97,000	98,000	6,470	4,530	3,330	2,190	1,190	190	0	0	16,700	
98,000	99,000	6,590	4,640	3,440	2,280	1,280	280	0	0	16,900	
99,000	101,000	6,780	4,800	3,600	2,420	1,420	420	0	0	17,200	
101,000	103,000	7,040	5,020	3,820	2,620	1,600	600	0	0	17,200円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のうち 100,000円をこ える金額の45% に相当する金額 を加算した金額	
103,000	105,000	7,290	5,230	4,030	2,830	1,780	780	0	0		
105,000	107,000	7,540	5,450	4,250	3,050	1,960	960	0	0		
107,000	109,000	7,790	5,690	4,460	3,260	2,140	1,140	140	0		
109,000	111,000	8,040	5,940	4,680	3,480	2,320	1,320	320	0		
111,000	113,000	8,300	6,200	4,900	3,700	2,500	1,500	500	0		
113,000	115,000	8,550	6,450	5,110	3,910	2,710	1,680	680	0		
115,000	117,000	8,800	6,700	5,330	4,130	2,930	1,860	860	0		
117,000	119,000	9,060	6,950	5,550	4,340	3,140	2,040	1,040	0		
119,000	121,000	9,350	7,200	5,800	4,560	3,360	2,220	1,220	220		
121,000	123,000	9,630	7,460	6,060	4,780	3,580	2,400	1,400	400		
123,000	125,000	9,920	7,710	6,310	4,990	3,790	2,590	1,580	580		
125,000	127,000	10,210	7,960	6,560	5,210	4,010	2,810	1,760	760		
127,000	129,000	10,500	8,210	6,810	5,420	4,220	3,020	1,940	940		
129,000	131,000	10,790	8,460	7,060	5,660	4,440	3,240	2,120	1,120		
131,000	133,000	11,070	8,720	7,320	5,920	4,660	3,460	2,300	1,300		
133,000	135,000	11,360	8,970	7,570	6,170	4,870	3,670	2,480	1,480		
135,000	137,000	11,650	9,250	7,820	6,420	5,090	3,890	2,690	1,660		
137,000	139,000	11,940	9,540	8,070	6,670	5,300	4,100	2,900	1,840		
139,000	141,000	12,230	9,830	8,320	6,920	5,520	4,320	3,120	2,020		
141,000	143,000	12,510	10,110	8,580	7,180	5,780	4,540	3,340	2,200		
143,000	145,000	12,800	10,400	8,830	7,430	6,030	4,750	3,550	2,380		
145,000	147,000	13,100	10,690	9,090	7,680	6,280	4,970	3,770	2,570		

昭和四十五年三月十九日 衆議院会議録第十一号 昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案

イ 甲 表
(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
147,000	149,000	13,430	10,980	9,380	7,930	6,530	5,180	3,980	2,780	40,200 円 40,200 円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち150,000 円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額
149,000	151,000	13,750	11,270	9,670	8,180	6,780	5,400	4,200	3,000	
151,000	153,000	14,070	11,550	9,950	8,440	7,040	5,640	4,420	3,220	
153,000	155,000	14,400	11,840	10,240	8,690	7,290	5,890	4,630	3,430	
155,000	157,000	14,720	12,130	10,530	8,940	7,540	6,140	4,850	3,650	
157,000	159,000	15,050	12,420	10,820	9,220	7,790	6,390	5,060	3,860	
159,000	161,000	15,370	12,710	11,110	9,510	8,040	6,640	5,280	4,080	
161,000	163,000	15,690	12,990	11,390	9,790	8,300	6,900	5,500	4,300	
163,000	165,000	16,020	13,320	11,680	10,080	8,550	7,150	5,750	4,510	
165,000	167,000	16,340	13,640	11,970	10,370	8,800	7,400	6,000	4,730	
167,000	169,000	16,670	13,970	12,260	10,660	9,080	7,650	6,250	4,940	
169,000	171,000	16,990	14,290	12,550	10,950	9,350	7,900	6,500	5,160	
171,000	173,000	17,310	14,610	12,830	11,230	9,630	8,160	6,760	5,380	
173,000	175,000	17,660	14,940	13,140	11,520	9,920	8,410	7,010	5,610	
175,000	177,000	18,050	15,270	13,470	11,820	10,220	8,670	7,270	5,870	
177,000	179,000	18,450	15,610	13,810	12,120	10,520	8,930	7,530	6,130	
179,000	181,000	18,850	15,950	14,150	12,430	10,830	9,230	7,800	6,400	
181,000	183,000	19,250	16,300	14,500	12,730	11,130	9,530	8,060	6,660	
183,000	185,000	19,650	16,640	14,840	13,040	11,430	9,830	8,330	6,930	
185,000	187,000	20,040	16,980	15,180	13,380	11,740	10,140	8,600	7,200	
187,000	189,000	20,440	17,320	15,520	13,720	12,040	10,440	8,860	7,460	
189,000	191,000	20,840	17,690	15,860	14,060	12,350	10,750	9,150	7,730	
191,000	193,000	21,240	18,090	16,210	14,410	12,650	11,050	9,450	7,990	
193,000	195,000	21,640	18,490	16,550	14,750	12,950	11,350	9,750	8,260	
195,000	197,000	22,040	18,890	16,890	15,090	13,290	11,660	10,060	8,530	
197,000	199,000	22,440	19,290	17,230	15,430	13,630	11,960	10,360	8,790	
199,000	201,000	22,840	19,690	17,590	15,770	13,970	12,270	10,670	9,070	
201,000	204,000	23,340	20,190	18,090	16,200	14,400	12,650	11,050	9,450	
204,000	207,000	23,930	20,780	18,680	16,720	14,920	13,120	11,500	9,900	
207,000	210,000	24,530	21,380	19,280	17,230	15,430	13,630	11,960	10,360	
210,000	213,000	25,130	21,980	19,880	17,780	15,940	14,140	12,410	10,810	
213,000	216,000	25,730	22,580	20,480	18,380	16,450	14,650	12,870	11,270	
216,000	219,000	26,340	23,180	21,080	18,980	16,970	15,170	13,370	11,730	
219,000	222,000	27,020	23,780	21,680	19,580	17,480	15,680	13,880	12,180	
222,000	225,000	27,710	24,380	22,280	20,180	18,080	16,190	14,390	12,640	
225,000	228,000	28,390	24,970	22,870	20,770	18,670	16,710	14,910	13,110	
228,000	231,000	29,080	25,570	23,470	21,370	19,270	17,220	15,420	13,620	
231,000	234,000	29,760	26,170	24,070	21,970	19,870	17,770	15,930	14,130	
234,000	237,000	30,440	26,840	24,670	22,570	20,470	18,370	16,450	14,650	
237,000	240,000	31,130	27,530	25,270	23,170	21,070	18,970	16,960	15,160	
240,000	243,000	31,810	28,210	25,870	23,770	21,670	19,570	17,470	15,670	
243,000	246,000	32,500	28,900	26,500	24,370	22,270	20,170	18,070	16,180	
246,000	249,000	33,180	29,590	27,180	24,960	22,860	20,760	18,660	16,700	
249,000	252,000	33,860	30,260	27,860	25,560	23,460	21,360	19,260	17,210	
252,000	255,000	34,550	30,950	28,550	26,160	24,060	21,960	19,860	17,760	
255,000	258,000	35,230	31,630	29,230	26,830	24,660	22,560	20,460	18,360	
258,000	261,000	35,920	32,320	29,920	27,520	25,260	23,160	21,060	18,960	
261,000	264,000	36,640	33,000	30,600	28,200	25,860	23,760	21,660	19,560	
264,000	267,000	37,410	33,680	31,280	28,880	26,480	24,350	22,250	20,150	
267,000	270,000	38,180	34,370	31,970	29,570	27,170	24,950	22,850	20,750	

イ 甲 表

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
270,000	273,000	38,950	35,050	32,650	30,250	27,850	25,550	23,450	21,350	
273,000	276,000	39,720	35,740	33,340	30,940	28,540	26,150	24,050	21,950	
276,000	279,000	40,490	36,440	34,020	31,620	29,220	26,820	24,650	22,550	
279,000	282,000	41,260	37,210	34,700	32,300	29,900	27,500	25,250	23,150	
282,000	285,000	42,030	37,980	35,390	32,990	30,590	28,190	25,850	23,750	
285,000	288,000	42,800	38,750	36,070	33,670	31,270	28,870	26,470	24,340	
288,000	291,000	43,570	39,520	36,820	34,360	31,960	29,560	27,160	24,940	
291,000	294,000	44,340	40,290	37,590	35,040	32,640	30,240	27,840	25,540	
294,000	297,000	45,110	41,060	38,360	35,720	33,320	30,920	28,520	26,140	
297,000	300,000	45,880	41,830	39,130	36,430	34,010	31,610	29,210	26,810	
300,000円		46,260	42,210	39,510	36,810	34,350	31,950	29,550	27,150	
300,000 円をこえ 310,000 円に満た ない金額	300,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 300,000 円をこえる金額の 27 %に相当する金額を加算した金額									
310,000 円		円 48,960	円 44,910	円 42,210	円 39,510	円 37,050	円 34,650	円 32,250	円 29,850	
310,000 円をこえ 360,000 円に満た ない金額	310,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の 給与等の金額 のうち 310,000 円をこえる金額の 30 %に相当する金額を加算した金額									
360,000 円		円 63,960	円 59,910	円 57,210	円 54,510	円 52,050	円 49,650	円 47,250	円 44,850	
360,000 円をこえ 390,000 円に満た ない金額	360,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の 給与等の金額 のうち 360,000 円をこえる金額の 34 %に相当する金額を加算した金額									
390,000 円		円 74,160	円 70,110	円 67,410	円 64,710	円 62,250	円 59,850	円 57,450	円 55,050	
390,000 円をこえ 470,000 円に満た ない金額	390,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の 給与等の金額 のうち 390,000 円をこえる金額の 38 %に相当する金額を加算した金額									

イ 甲 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙
	扶 養 親 族 等 の 数								
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上 未 満	税 額								税 額
470,000 円	104,560 ^円	100,510 ^円	97,810 ^円	95,110 ^円	92,650 ^円	90,250 ^円	87,850 ^円	85,450 ^円	
470,000 円をこえ 560,000 円に満た ない金額	470,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 470,000 円をこえる金額の 42 %に相当する金額を加算した金額								
560,000 円	142,360 ^円	138,310 ^円	135,610 ^円	132,910 ^円	130,450 ^円	128,050 ^円	125,650 ^円	123,250 ^円	
560,000 円をこえ 720,000 円に満た ない金額	560,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 560,000 円をこえる金額の 46 %に相当する金額を加算した金額								
720,000 円	215,960 ^円	211,910 ^円	209,210 ^円	206,510 ^円	204,050 ^円	201,650 ^円	199,250 ^円	196,850 ^円	382,200 ^円
720,000 円をこえ 890,000 円に満た ない金額	720,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 720,000 円をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額								382,200 円に、 その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 720,000 円をこえる金額の 60 %に相当する金額を加算した金額
890,000 円	300,960 ^円	296,910 ^円	294,210 ^円	291,510 ^円	289,050 ^円	286,650 ^円	284,250 ^円	281,850 ^円	
890,000 円をこえ 1,720,000 円に満 たない金額	890,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 890,000 円をこえる金額の 55 %に相当する金額を加算した金額								
1,720,000 円	757,460 ^円	753,410 ^円	750,710 ^円	748,010 ^円	745,550 ^円	743,150 ^円	740,750 ^円	738,350 ^円	
1,720,000 円をこ える金額	1,720,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,720,000 円をこえる金額の 60 %に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が 7 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 7 人の場合の税額から、その 7 人をこえる 1 人ごとに 1,200 円を控除した金額									

従たる給与につ
いての扶養控除
等申告書が提出
されている場合
には、当該申告
書に記載された
扶養親族等の数
に応じ、扶養親
族等 1 人ごとに
1,200 円を、上
の各欄によつて
求めた税額から
控除した金額

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号まで(定義)に規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。
- (二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。
- (三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。
- (五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、法第九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
 - (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,200円を控除した金額)が、その求める税額である。

ロ 乙 表

(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
41,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0
41,000	42,000	150	0	0	0	0	0	0
42,000	43,000	230	0	0	0	0	0	0
43,000	44,000	310	0	0	0	0	0	0
44,000	45,000	390	0	0	0	0	0	0
45,000	46,000	470	0	0	0	0	0	0
46,000	47,000	550	0	0	0	0	0	0
47,000	48,000	630	0	0	0	0	0	0
48,000	49,000	710	0	0	0	0	0	0
49,000	50,000	790	0	0	0	0	0	0
50,000	51,000	870	0	0	0	0	0	0
51,000	52,000	950	0	0	0	0	0	0
52,000	53,000	1,030	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,110	110	0	0	0	0	0
54,000	55,000	1,190	190	0	0	0	0	0
55,000	56,000	1,270	270	0	0	0	0	0
56,000	57,000	1,350	350	0	0	0	0	0
57,000	58,000	1,430	430	0	0	0	0	0
58,000	59,000	1,510	510	0	0	0	0	0
59,000	60,000	1,590	590	0	0	0	0	0
60,000	61,000	1,670	670	0	0	0	0	0
61,000	62,000	1,750	750	0	0	0	0	0
62,000	63,000	1,830	830	0	0	0	0	0
63,000	64,000	1,910	910	0	0	0	0	0
64,000	65,000	1,990	990	0	0	0	0	0
65,000	66,000	2,070	1,070	0	0	0	0	0
66,000	67,000	2,150	1,150	150	0	0	0	0
67,000	68,000	2,230	1,230	230	0	0	0	0
68,000	69,000	2,310	1,310	310	0	0	0	0
69,000	70,000	2,390	1,390	390	0	0	0	0
70,000	71,000	2,470	1,470	470	0	0	0	0
71,000	72,000	2,560	1,560	560	0	0	0	0
72,000	73,000	2,660	1,660	660	0	0	0	0
73,000	74,000	2,760	1,760	760	0	0	0	0
74,000	75,000	2,850	1,790	790	0	0	0	0
75,000	76,000	2,950	1,870	870	0	0	0	0
76,000	77,000	3,040	1,950	950	0	0	0	0
77,000	78,000	3,140	2,030	1,030	0	0	0	0
78,000	79,000	3,240	2,110	1,110	110	0	0	0
79,000	80,000	3,330	2,190	1,190	190	0	0	0
80,000	81,000	3,430	2,270	1,270	270	0	0	0

ロ 乙 表

(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
81,000	82,000	3,520	2,350	1,350	350	0	0	0
82,000	83,000	3,620	2,430	1,430	430	0	0	0
83,000	84,000	3,720	2,520	1,510	510	0	0	0
84,000	85,000	3,810	2,610	1,590	590	0	0	0
85,000	86,000	3,910	2,710	1,670	670	0	0	0
86,000	87,000	4,000	2,800	1,750	750	0	0	0
87,000	88,000	4,100	2,900	1,830	830	0	0	0
88,000	89,000	4,200	3,000	1,910	910	0	0	0
89,000	90,000	4,290	3,090	1,990	990	0	0	0
90,000	91,000	4,390	3,190	2,070	1,070	0	0	0
91,000	92,000	4,480	3,280	2,150	1,150	150	0	0
92,000	93,000	4,590	3,390	2,240	1,240	240	0	0
93,000	94,000	4,700	3,500	2,330	1,330	330	0	0
94,000	95,000	4,810	3,610	2,420	1,420	420	0	0
95,000	96,000	4,910	3,710	2,510	1,510	510	0	0
96,000	97,000	5,020	3,820	2,620	1,600	600	0	0
97,000	98,000	5,130	3,930	2,730	1,690	690	0	0
98,000	99,000	5,240	4,040	2,840	1,780	780	0	0
99,000	101,000	5,400	4,200	3,000	1,920	920	0	0
101,000	103,000	5,640	4,420	3,220	2,100	1,100	100	0
103,000	105,000	5,890	4,630	3,430	2,280	1,280	280	0
105,000	107,000	6,140	4,850	3,650	2,460	1,460	460	0
107,000	109,000	6,390	5,060	3,860	2,660	1,640	640	0
109,000	111,000	6,640	5,280	4,080	2,880	1,820	820	0
111,000	113,000	6,900	5,500	4,300	3,100	2,000	1,000	0
113,000	115,000	7,150	5,750	4,510	3,310	2,180	1,180	180
115,000	117,000	7,400	6,000	4,730	3,530	2,360	1,360	360
117,000	119,000	7,650	6,250	4,940	3,740	2,540	1,540	540
119,000	121,000	7,900	6,500	5,160	3,960	2,760	1,720	720
121,000	123,000	8,160	6,760	5,380	4,180	2,980	1,900	900
123,000	125,000	8,410	7,010	5,610	4,390	3,190	2,080	1,080
125,000	127,000	8,660	7,260	5,860	4,610	3,410	2,260	1,260
127,000	129,000	8,910	7,510	6,110	4,820	3,620	2,440	1,440
129,000	131,000	9,190	7,760	6,360	5,040	3,840	2,640	1,620
131,000	133,000	9,470	8,020	6,620	5,260	4,060	2,860	1,800
133,000	135,000	9,760	8,270	6,870	5,470	4,270	3,070	1,980
135,000	137,000	10,050	8,520	7,120	5,720	4,490	3,290	2,160
137,000	139,000	10,340	8,770	7,370	5,970	4,700	3,500	2,340
139,000	141,000	10,630	9,030	7,620	6,220	4,920	3,720	2,520
141,000	143,000	10,910	9,310	7,880	6,480	5,140	3,940	2,740
143,000	145,000	11,200	9,600	8,130	6,730	5,350	4,150	2,950
145,000	147,000	11,490	9,890	8,380	6,980	5,580	4,370	3,170
147,000	149,000	11,780	10,180	8,630	7,230	5,830	4,580	3,380
149,000	151,000	12,070	10,470	8,880	7,480	6,080	4,800	3,600
151,000	153,000	12,360	10,750	9,150	7,740	6,340	5,020	3,820

昭和四十五年三月十九日 衆議院会議録第十一号 昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案

ロ 乙 表

(三)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
153,000	155,000	12,640	11,040	9,440	7,990	6,590	5,230	4,030
155,000	157,000	12,930	11,330	9,730	8,240	6,840	5,450	4,250
157,000	159,000	13,250	11,620	10,020	8,490	7,090	5,690	4,460
159,000	161,000	13,570	11,910	10,310	8,740	7,340	5,940	4,680
161,000	163,000	13,890	12,190	10,590	9,000	7,600	6,200	4,900
163,000	165,000	14,220	12,480	10,880	9,280	7,850	6,450	5,110
165,000	167,000	14,540	12,770	11,170	9,570	8,100	6,700	5,330
167,000	169,000	14,870	13,070	11,460	9,860	8,350	6,950	5,550
169,000	171,000	15,190	13,390	11,750	10,150	8,600	7,200	5,800
171,000	173,000	15,510	13,710	12,030	10,430	8,860	7,460	6,060
173,000	175,000	15,840	14,040	12,320	10,720	9,120	7,710	6,310
175,000	177,000	16,170	14,370	12,620	11,020	9,420	7,970	6,570
177,000	179,000	16,510	14,710	12,920	11,320	9,720	8,230	6,830
179,000	181,000	16,850	15,050	13,250	11,630	10,030	8,500	7,100
181,000	183,000	17,200	15,400	13,600	11,930	10,330	8,760	7,360
183,000	185,000	17,550	15,740	13,940	12,230	10,630	9,030	7,630
185,000	187,000	17,940	16,080	14,280	12,540	10,940	9,340	7,900
187,000	189,000	18,340	16,420	14,620	12,840	11,240	9,640	8,160
189,000	191,000	18,740	16,760	14,960	13,160	11,550	9,950	8,430
191,000	193,000	19,140	17,110	15,310	13,510	11,850	10,250	8,690
193,000	195,000	19,540	17,450	15,650	13,850	12,150	10,550	8,960
195,000	197,000	19,940	17,840	15,990	14,190	12,460	10,860	9,260
197,000	199,000	20,340	18,240	16,330	14,530	12,760	11,160	9,560
199,000	201,000	20,740	18,640	16,670	14,870	13,070	11,470	9,870
201,000	204,000	21,240	19,140	17,100	15,300	13,500	11,850	10,250
204,000	207,000	21,830	19,730	17,630	15,820	14,020	12,300	10,700
207,000	210,000	22,430	20,330	18,230	16,330	14,530	12,760	11,160
210,000	213,000	23,030	20,930	18,830	16,840	15,040	13,240	11,610
213,000	216,000	23,630	21,530	19,430	17,350	15,550	13,750	12,070
216,000	219,000	24,230	22,130	20,030	17,930	16,070	14,270	12,530
219,000	222,000	24,830	22,730	20,630	18,530	16,580	14,780	12,980
222,000	225,000	25,430	23,330	21,230	19,130	17,090	15,290	13,490
225,000	228,000	26,020	23,920	21,820	19,720	17,620	15,810	14,010
228,000	231,000	26,680	24,520	22,420	20,320	18,220	16,320	14,520
231,000	234,000	27,360	25,120	23,020	20,920	18,820	16,830	15,030
234,000	237,000	28,040	25,720	23,620	21,520	19,420	17,350	15,550
237,000	240,000	28,730	26,330	24,220	22,120	20,020	17,920	16,060
240,000	243,000	29,410	27,010	24,820	22,720	20,620	18,520	16,570
243,000	246,000	30,100	27,700	25,420	23,320	21,220	19,120	17,080
246,000	249,000	30,780	28,380	26,010	23,910	21,810	19,710	17,610
249,000	252,000	31,460	29,060	26,660	24,510	22,410	20,310	18,210
252,000	255,000	32,150	29,750	27,350	25,110	23,010	20,910	18,810
255,000	258,000	32,830	30,430	28,030	25,710	23,610	21,510	19,410
258,000	261,000	33,520	31,120	28,720	26,320	24,210	22,110	20,010
261,000	264,000	34,200	31,800	29,400	27,000	24,810	22,710	20,610

ロ 乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
264,000 円	267,000 円	34,880 円	32,480 円	30,080 円	27,680 円	25,400 円	23,300 円	21,200 円
267,000 円	270,000 円	35,570 円	33,170 円	30,770 円	28,370 円	26,000 円	23,900 円	21,800 円
270,000 円	273,000 円	36,250 円	33,850 円	31,450 円	29,050 円	26,650 円	24,500 円	22,400 円
273,000 円	276,000 円	37,020 円	34,540 円	32,140 円	29,740 円	27,340 円	25,100 円	23,000 円
276,000 円	279,000 円	37,790 円	35,220 円	32,820 円	30,420 円	28,020 円	25,700 円	23,600 円
279,000 円	282,000 円	38,560 円	35,900 円	33,500 円	31,100 円	28,700 円	26,300 円	24,200 円
282,000 円	285,000 円	39,330 円	36,680 円	34,190 円	31,790 円	29,390 円	26,990 円	24,800 円
285,000 円	288,000 円	40,100 円	37,400 円	34,870 円	32,470 円	30,070 円	27,670 円	25,390 円
288,000 円	291,000 円	40,870 円	38,170 円	35,560 円	33,160 円	30,760 円	28,360 円	25,990 円
291,000 円	294,000 円	41,640 円	38,940 円	36,240 円	33,840 円	31,440 円	29,040 円	26,640 円
294,000 円	297,000 円	42,410 円	39,710 円	37,010 円	34,520 円	32,120 円	29,720 円	27,320 円
297,000 円	300,000 円	43,180 円	40,480 円	37,780 円	35,210 円	32,810 円	30,410 円	28,010 円
300,000 円		43,560 円	40,860 円	38,160 円	35,550 円	33,150 円	30,750 円	28,350 円
300,000 円をこえ 310,000 円に満た ない金額		300,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000 円をこえる金額の 27 % に相当する金額を加算した金額						
310,000 円		46,260 円	43,560 円	40,860 円	38,250 円	35,850 円	33,450 円	31,050 円
310,000 円をこえ 360,000 円に満た ない金額		310,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 310,000 円をこえる金額の 30 % に相当する金額を加算した金額						
360,000 円		61,260 円	58,560 円	55,860 円	53,250 円	50,850 円	48,450 円	46,050 円
360,000 円をこえ 390,000 円に満た ない金額		360,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000 円をこえる金額の 34 % に相当する金額を加算した金額						
390,000 円		71,460 円	68,760 円	66,060 円	63,450 円	61,050 円	58,650 円	56,250 円
390,000 円をこえ 470,000 円に満た ない金額		390,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 390,000 円をこえる金額の 38 % に相当する金額を加算した金額						

□ 乙 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
470,000 円		101,860 ^円	99,160 ^円	96,460 ^円	93,850 ^円	91,450 ^円	89,050 ^円	86,650 ^円
470,000 円をこえ 560,000 円に満た ない金額		470,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 470,000 円をこえる金額の 42% に相当する金額を加算した金額						
560,000 円		139,660 ^円	136,960 ^円	134,260 ^円	131,650 ^円	129,250 ^円	126,850 ^円	124,450 ^円
560,000 円をこえ 720,000 円に満た ない金額		560,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 560,000 円をこえる金額の 46% に相当する金額を加算した金額						
720,000 円		213,260 ^円	210,560 ^円	207,860 ^円	205,250 ^円	202,850 ^円	200,450 ^円	198,050 ^円
720,000 円をこえ 890,000 円に満た ない金額		720,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 720,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額						
890,000 円		298,260 ^円	295,560 ^円	292,860 ^円	290,250 ^円	287,850 ^円	285,450 ^円	283,050 ^円
890,000 円をこえ 1,720,000 円に 満 たない金額		890,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 890,000 円をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額						
1,720,000 円		754,760 ^円	752,060 ^円	749,360 ^円	746,750 ^円	744,350 ^円	741,950 ^円	739,550 ^円
1,720,000 円を こ える金額		1,720,000 円 の 場 合 の 税 額 に、 そ の 月 の 社 会 保 険 料 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額 の う ち 1,720,000 円をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる 1人ごとに 1,200 円を控除した金額								

(注)

(一) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。)

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (1) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号までに規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。
- (2) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (3) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(一)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(一)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第二 昭和45年4月の給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円 950	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の 7%に相当 する金額	円 0
950	1,000	5	0	0	0	0	0	0	0	80	0
1,000	1,050	10	0	0	0	0	0	0	0	80	0
1,050	1,100	15	0	0	0	0	0	0	0	90	0
1,100	1,150	15	0	0	0	0	0	0	0	90	0
1,150	1,200	20	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,200	1,250	25	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,250	1,300	30	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,300	1,350	35	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,350	1,400	35	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,400	1,450	40	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,450	1,500	45	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,500	1,550	50	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,550	1,600	55	5	0	0	0	0	0	0	150	0
1,600	1,650	55	5	0	0	0	0	0	0	160	0
1,650	1,700	60	10	0	0	0	0	0	0	170	0
1,700	1,750	65	15	0	0	0	0	0	0	190	0
1,750	1,800	70	20	0	0	0	0	0	0	190	0
1,800	1,850	75	25	0	0	0	0	0	0	200	0
1,850	1,900	75	25	0	0	0	0	0	0	210	0
1,900	1,950	80	30	0	0	0	0	0	0	220	0
1,950	2,000	85	35	0	0	0	0	0	0	230	0
2,000	2,050	90	40	5	0	0	0	0	0	240	0
2,050	2,100	95	45	10	0	0	0	0	0	250	0
2,100	2,150	100	45	15	0	0	0	0	0	260	0
2,150	2,200	105	50	20	0	0	0	0	0	270	0
2,200	2,250	110	55	20	0	0	0	0	0	280	0
2,250	2,300	115	60	25	0	0	0	0	0	300	0
2,300	2,350	120	65	30	0	0	0	0	0	310	0
2,350	2,400	125	65	35	0	0	0	0	0	320	0
2,400	2,450	130	70	40	5	0	0	0	0	330	0
2,450	2,500	135	75	40	10	0	0	0	0	340	0
2,500	2,550	140	80	45	15	0	0	0	0	360	0
2,550	2,600	145	85	50	15	0	0	0	0	370	0
2,600	2,650	150	90	55	20	0	0	0	0	380	0
2,650	2,700	155	95	60	25	0	0	0	0	390	0
2,700	2,750	155	95	60	30	0	0	0	0	400	0
2,750	2,800	160	100	65	35	0	0	0	0	420	0
2,800	2,850	165	105	70	35	5	0	0	0	430	0
2,850	2,900	170	110	75	40	5	0	0	0	440	0
2,900	2,950	175	115	80	45	10	0	0	0	460	0
2,950	3,000	180	120	80	50	15	0	0	0	470	0
3,000	3,050	185	125	85	55	20	0	0	0	490	0
3,050	3,100	195	130	90	55	25	0	0	0	500	0
3,100	3,150	200	135	95	60	30	0	0	0	520	0
3,150	3,200	205	140	100	65	30	0	0	0	530	0

イ 甲 表
(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,200	3,250	210	150	105	70	35	5	0	0	550	0
3,250	3,300	220	155	115	75	40	10	0	0	560	2
3,300	3,400	230	160	120	80	50	15	0	0	580	6
3,400	3,500	240	170	130	90	55	25	0	0		14
3,500	3,600	255	185	145	105	65	35	0	0	580円に、そ の日の社会 保険料控除 後の給与等 の金額のうち、 この300円 を超える金 額の46%に 金を加算し た金額	22
3,600	3,700	265	195	155	115	75	40	10	0		30
3,700	3,800	280	210	165	125	85	50	15	0		38
3,800	3,900	290	220	175	135	95	60	25	0		46
3,900	4,000	305	235	185	145	105	70	35	0		54
4,000	4,100	320	245	200	155	115	80	45	10		62
4,100	4,200	335	260	210	165	125	85	55	20		70
4,200	4,300	345	270	225	180	140	100	60	30		78
4,300	4,400	360	285	235	190	150	110	70	40		87
4,400	4,500	375	295	250	205	160	120	80	45		96
4,500	4,600	390	310	260	215	170	130	90	55		105
4,600	4,700	405	325	275	230	180	140	100	65		114
4,700	4,800	420	340	285	240	195	150	110	75		125
4,800	4,900	435	355	300	255	205	165	125	85		136
4,900	5,000	450	370	315	265	220	175	135	95		146
5,000	5,100	465	380	330	280	230	185	145	105	1,370円	157
5,100	5,200	480	395	345	290	245	200	155	115	1,370円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち、5,000 円を超える 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	168
5,200	5,300	500	410	360	305	255	210	165	125		179
5,300	5,400	515	425	370	320	270	225	175	135		190
5,400	5,500	530	440	385	335	280	235	190	145		200
5,500	5,600	545	455	400	350	295	250	200	160		211
5,600	5,700	565	475	415	360	310	260	215	170		222
5,700	5,800	580	490	430	375	325	275	225	180		233
5,800	5,900	595	505	445	390	335	285	240	190		244
5,900	6,000	615	520	460	405	350	300	250	205		256
6,000	6,100	635	540	480	420	370	315	265	220		268
6,100	6,200	655	555	495	435	385	330	280	230		281
6,200	6,300	675	575	515	455	400	345	290	245		294
6,300	6,400	695	590	530	470	415	360	305	260		306
6,400	6,500	715	610	550	490	430	375	320	270		319
6,500	6,600	735	630	565	505	445	390	335	285		331
6,600	6,700	755	650	580	520	460	405	350	300		344
6,700	6,800	775	670	600	540	480	420	365	315		357
6,800	6,900	795	690	620	555	495	435	380	330		369
6,900	7,000	815	710	640	575	515	455	400	345		382
7,000	7,100	835	730	660	590	530	470	415	360		394
7,100	7,200	855	750	680	610	545	485	430	375		407
7,200	7,300	880	770	700	630	565	505	445	390		421
7,300	7,400	900	790	720	650	580	520	460	405		436
7,400	7,500	925	810	740	670	600	540	480	420		450
7,500	7,600	945	830	760	690	620	555	495	435		464
7,600	7,700	970	850	780	710	640	575	515	450		479
7,700	7,800	990	870	800	730	660	590	530	470		493
7,800	7,900	1,015	895	820	750	680	610	545	485		508
7,900	8,000	1,035	915	840	770	700	630	565	505		522
8,000	8,100	1,060	940	860	790	720	650	580	520		537

昭和四十五年三月十九日 衆議院会議録第十一号 昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案

イ 甲 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
8,100	8,200	1,085	965	885	810	740	670	600	540		552
8,200	8,300	1,105	985	905	830	760	690	620	555		567
8,300	8,400	1,130	1,010	930	850	780	710	640	570		582
8,400	8,500	1,150	1,030	950	870	800	730	660	590		598
8,500	8,600	1,175	1,055	975	895	820	750	680	610		615
8,600	8,700	1,195	1,075	995	915	840	770	700	630		633
8,700	8,800	1,220	1,100	1,020	940	860	790	720	650		650
8,800	8,900	1,245	1,125	1,040	960	880	810	740	670		667
8,900	9,000	1,270	1,145	1,065	985	905	830	760	690		684
9,000	9,100	1,300	1,170	1,090	1,010	930	850	780	710		701
9,100	9,200	1,325	1,190	1,110	1,030	950	870	800	730		718
9,200	9,300	1,350	1,215	1,135	1,055	975	895	820	750		735
9,300	9,400	1,375	1,240	1,155	1,075	995	915	840	770		752
9,400	9,500	1,400	1,265	1,180	1,100	1,020	940	860	790		769
9,500	9,600	1,425	1,290	1,200	1,120	1,040	960	880	810		786
9,600	9,700	1,450	1,315	1,225	1,145	1,065	985	905	830		804
9,700	9,800	1,475	1,340	1,250	1,170	1,085	1,005	925	850		824
9,800	9,900	1,505	1,370	1,280	1,190	1,110	1,030	950	870		844
9,900	10,000	1,530	1,395	1,305	1,215	1,135	1,055	975	890		864
10,000円		1,540	1,405	1,315	1,225	1,145	1,065	985	905		884
10,000円をこえ 10,500円に満たない金額	10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額										884円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額
10,500円		円 1,675	円 1,540	円 1,450	円 1,360	円 1,280	円 1,200	円 1,120	円 1,040		円 989
10,500円をこえ 12,000円に満たない金額	10,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										989円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額
12,000円		円 2,125	円 1,990	円 1,900	円 1,810	円 1,730	円 1,650	円 1,570	円 1,490		
12,000円をこえ 13,000円に満たない金額	12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額										

イ 甲 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
13,000円		円 2,465	円 2,330	円 2,240	円 2,150	円 2,070	円 1,990	円 1,910	円 1,830	円 1,589	
13,000 円 をこえ 15,500 円 に満たない金額		13,000 円 の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 13,000 円 をこえる金額の 38 % に相当する金額を加算した金額								1,589 円 に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 13,000 円 をこえる金額の 27 % に相当する金額を加算した金額	
15,500円		円 3,415	円 3,280	円 3,190	円 3,100	円 3,020	円 2,940	円 2,860	円 2,780	円 2,264	
15,500 円 をこえ 18,500 円 に満たない金額		15,500 円 の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 15,500 円 をこえる金額の 42 % に相当する金額を加算した金額								2,264 円 に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 15,500 円 をこえる金額の 30 % に相当する金額を加算した金額	
18,500円		円 4,675	円 4,540	円 4,450	円 4,360	円 4,280	円 4,200	円 4,120	円 4,040		
18,500 円 をこえ 24,000 円 に満たない金額		18,500 円 の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 18,500 円 をこえる金額の 46 % に相当する金額を加算した金額									
24,000円		円 7,205	円 7,070	円 6,980	円 6,890	円 6,810	円 6,730	円 6,650	円 6,570	円 12,770	
24,000 円 をこえ 29,500 円 に満たない金額		24,000 円 の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 24,000 円 をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額								12,770 円 に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 24,000 円 をこえる金額の 65 % に相当する金額を加算した金額	
29,500円		円 9,955	円 9,820	円 9,730	円 9,640	円 9,560	円 9,480	円 9,400	円 9,320		
29,500 円 をこえ 57,500 円 に満たない金額		29,500 円 の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 29,500 円 をこえる金額の 55 % に相当する金額を加算した金額									

イ 甲 表
(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
57,500円		25,355 ^円	25,220 ^円	25,130 ^円	25,040 ^円	24,960 ^円	24,880 ^円	24,800 ^円	24,720 ^円		
57,500 円 を こ え る 金 額		57,500 円 の 場 合 の 税 額 に、 そ の 日 の 社 会 保 険 料 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額 の う ち 57,500 円 を こ え る 金 額 の 60 % に 相 当 す る 金 額 を 加 算 し た 金 額									
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人										従たる給与等の等 についで、扶養控除等 申告書が提出されてい る場合は、当該申告書 に記載された扶養親族 等の数に、扶養親族等 1人ごとに40円を上よ つて求めた税額から 控除した金額	—
をこえる1人ごとに40円を控除した金額											

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号まで(定義)に規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。
- (二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。
- (三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。
- (五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、法第九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に1人ごとに40円を控除した金額)が、その求める税額である。
 - (2) 日雇労働者の受ける給与等(法第八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表
(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円 1,350	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
1,350	1,400	5	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	10	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	10	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	15	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	20	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	25	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	30	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	30	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	35	5	0	0	0	0	0
1,800	1,850	40	5	0	0	0	0	0
1,850	1,900	45	10	0	0	0	0	0
1,900	1,950	50	15	0	0	0	0	0
1,950	2,000	50	20	0	0	0	0	0
2,000	2,050	55	25	0	0	0	0	0
2,050	2,100	60	25	0	0	0	0	0
2,100	2,150	65	30	0	0	0	0	0
2,150	2,200	70	35	0	0	0	0	0
2,200	2,250	70	40	5	0	0	0	0
2,250	2,300	75	45	10	0	0	0	0
2,300	2,350	80	45	15	0	0	0	0
2,350	2,400	85	50	15	0	0	0	0
2,400	2,450	90	55	20	0	0	0	0
2,450	2,500	95	60	25	0	0	0	0
2,500	2,550	100	65	30	0	0	0	0
2,550	2,600	105	65	35	0	0	0	0
2,600	2,650	110	70	35	5	0	0	0
2,650	2,700	115	75	40	10	0	0	0
2,700	2,750	115	80	45	10	0	0	0
2,750	2,800	120	85	50	15	0	0	0
2,800	2,850	125	85	55	20	0	0	0
2,850	2,900	130	90	55	25	0	0	0
2,900	2,950	135	95	60	30	0	0	0
2,950	3,000	140	100	65	30	0	0	0
3,000	3,050	145	105	70	35	0	0	0
3,050	3,100	150	110	75	40	5	0	0
3,100	3,150	155	115	80	45	10	0	0
3,150	3,200	160	120	80	50	15	0	0
3,200	3,250	165	125	85	55	20	0	0
3,250	3,300	175	135	95	60	25	0	0
3,300	3,400	180	140	100	65	30	0	0
3,400	3,500	195	150	110	75	40	5	0
3,500	3,600	205	165	120	85	50	15	0
3,600	3,700	220	175	135	95	60	25	0
3,700	3,800	230	185	145	105	65	35	0
3,800	3,900	245	195	155	115	75	45	10

ロ 乙 表
(二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額			扶 養 親 族 の 数							
			1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3,900	4,000	255	210	165	125	85	50	20		
4,000	4,100	270	225	175	135	95	60	30		
4,100	4,200	280	235	190	145	105	70	35		
4,200	4,300	295	250	200	160	120	80	45		
4,300	4,400	310	260	215	170	130	90	55		
4,400	4,500	325	275	225	180	140	100	65		
4,500	4,600	335	285	240	190	150	110	75		
4,600	4,700	350	300	250	205	160	120	80		
4,700	4,800	365	310	265	215	170	130	90		
4,800	4,900	380	325	275	230	185	145	105		
4,900	5,000	395	340	290	240	195	155	115		
5,000	5,100	410	355	300	255	210	165	125		
5,100	5,200	425	370	315	270	220	175	135		
5,200	5,300	440	385	330	280	235	185	145		
5,300	5,400	455	400	345	295	245	200	155		
5,400	5,500	470	415	360	305	260	210	165		
5,500	5,600	485	430	375	320	270	225	180		
5,600	5,700	505	445	390	335	285	235	190		
5,700	5,800	520	460	405	350	295	250	205		
5,800	5,900	535	475	415	365	310	260	215		
5,900	6,000	550	490	430	380	325	275	230		
6,000	6,100	570	510	450	395	340	290	240		
6,100	6,200	585	525	465	410	355	305	255		
6,200	6,300	605	545	485	425	370	320	270		
6,300	6,400	625	560	500	440	385	335	280		
6,400	6,500	645	580	520	455	400	350	295		
6,500	6,600	665	595	535	475	415	365	310		
6,600	6,700	685	615	550	490	430	380	325		
6,700	6,800	705	635	570	510	450	395	340		
6,800	6,900	725	655	585	525	465	410	355		
6,900	7,000	745	675	605	545	485	425	370		
7,000	7,100	765	695	625	560	500	440	385		
7,100	7,200	785	715	645	575	515	455	400		
7,200	7,300	805	735	665	595	535	475	415		
7,300	7,400	825	755	685	615	550	490	430		
7,400	7,500	845	775	705	635	570	510	450		
7,500	7,600	865	795	725	655	585	525	465		
7,600	7,700	890	815	745	675	605	540	480		
7,700	7,800	910	835	765	695	625	560	500		
7,800	7,900	935	855	785	715	645	575	515		
7,900	8,000	955	875	805	735	665	595	535		
8,000	8,100	980	900	825	755	685	615	550		
8,100	8,200	1,005	925	845	775	705	635	570		
8,200	8,300	1,025	945	865	795	725	655	585		
8,300	8,400	1,050	970	890	815	745	675	605		

乙 表
 (三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,400	8,500	1,070	990	910	835	765	695	625	555
8,500	8,600	1,095	1,015	935	855	785	715	645	575
8,600	8,700	1,115	1,035	955	875	805	735	665	595
8,700	8,800	1,140	1,060	980	900	825	755	685	615
8,800	8,900	1,160	1,080	1,000	920	845	775	705	635
8,900	9,000	1,185	1,105	1,025	945	865	795	725	655
9,000	9,100	1,210	1,130	1,050	970	885	815	745	675
9,100	9,200	1,235	1,150	1,070	990	910	835	765	695
9,200	9,300	1,260	1,175	1,095	1,015	935	855	785	715
9,300	9,400	1,285	1,195	1,115	1,035	955	875	805	735
9,400	9,500	1,310	1,220	1,140	1,060	980	900	825	755
9,500	9,600	1,335	1,245	1,160	1,080	1,000	920	845	775
9,600	9,700	1,360	1,270	1,185	1,105	1,025	945	865	795
9,700	9,800	1,385	1,295	1,205	1,125	1,045	965	885	815
9,800	9,900	1,415	1,320	1,230	1,150	1,070	990	910	835
9,900	10,000	1,440	1,350	1,260	1,175	1,095	1,010	930	855
10,000 円		1,450	1,360	1,270	1,185	1,105	1,025	945	865
10,000 円をこえ 10,500 円に満たない金額		10,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 10,000 円をこえる金額の 27% に相当する金額を加算した金額							
10,500 円		1,585	1,495	1,405	1,320	1,240	1,160	1,080	1,000
10,500 円をこえ 12,000 円に満たない金額		10,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 10,500 円をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額							
12,000 円		2,035	1,945	1,855	1,770	1,690	1,610	1,530	1,450
12,000 円をこえ 13,000 円に満たない金額		12,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 12,000 円をこえる金額の 34% に相当する金額を加算した金額							
13,000 円		2,375	2,285	2,195	2,110	2,030	1,950	1,870	1,790
13,000 円をこえ 15,500 円に満たない金額		13,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 13,000 円をこえる金額の 38% に相当する金額を加算した金額							
15,500 円		3,325	3,235	3,145	3,060	2,980	2,900	2,820	2,740
15,500 円をこえ 18,500 円に満たない金額		15,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 15,500 円をこえる金額の 42% に相当する金額を加算した金額							
18,500 円		4,585	4,495	4,405	4,320	4,240	4,160	4,080	4,000
18,500 円をこえ 24,000 円に満たない金額		18,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 18,500 円をこえる金額の 46% に相当する金額を加算した金額							

ロ 乙 表

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶 養 親 族 の 数						
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上 未 満	税 額						
24,000 円	7,115 ^円	7,025 ^円	6,935 ^円	6,850 ^円	6,770 ^円	6,690 ^円	6,610 ^円
24,000 円をこえ 29,500 円に満た ない金額	24,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 24,000円をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額						
29,500 円	9,865 ^円	9,775 ^円	9,685 ^円	9,600 ^円	9,520 ^円	9,440 ^円	9,360 ^円
29,500 円をこえ 57,500 円に満た ない金額	29,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 29,500円をこえる金額の 55 %に相当する金額を加算した金額						
57,500 円	25,265 ^円	25,175 ^円	25,085 ^円	25,000 ^円	24,920 ^円	24,840 ^円	24,760 ^円
57,500 円をこえ る金額	57,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 57,500円をこえる金額の 60 %に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が 7 人をこえる場合には、扶養親族の数が 7 人の場合の税額から、その 7 人をこえる 1 人ごとに 40 円を控除した金額							

(注)

(一) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (1) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号までに規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。
- (2) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。
- (3) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(一)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 7 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 7 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が 7 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 7 人をこえる 1 人ごとに 40 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに 1 人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者 1 人につき 1 人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(一)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が 1 人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙		
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上				前月の社会保険料控除後の給与等の金額		
除 後 の 給 与 等 の 金 額												
以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
65千円未満		73千円未満		82千円未満		91千円未満						
65	69	73	78	82	88	91	97					
69	74	78	84	88	94	97	104					
74	80	84	91	94	101	104	111					
80	96	91	105	101	115	111	124					
96	122	105	130	115	138	124	145			70千円未満		
122	143	130	150	138	158	145	166					
143	163	150	170	158	179	166	187					
163	182	170	191	179	200	187	209					
182	204	191	213	200	222	209	231					
204	230	213	239	222	247	231	254			70	110	
230	255	239	263	247	270	254	277					
255	275	263	282	270	289	277	295					
275	295	282	302	289	309	295	317					
295	313	302	320	309	328	317	336					
313	330	320	338	328	346	336	354			110	140	
330	363	338	371	346	380	354	389					
363	401	371	409	380	418	389	426					
401	453	409	461	418	469	426	477			140	170	
453	512	461	521	469	530	477	539					
512	600	521	609	530	618	539	626			170	240	
600	712	609	720	618	729	626	737					
712	935	720	945	729	955	737	965			240	300	
935	1,768	945	1,778	955	1,788	965	1,798			300	570	
1,768	3,435	1,778	3,445	1,788	3,455	1,798	3,465			570	1,110	
3,435千円以上		3,445千円以上		3,455千円以上		3,465千円以上		1,110千円以上				

条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号まで(定義)に規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除

給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

申告書)に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

額から控除される社会保険料の金額(以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。)を控除した金額を

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書
き)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族
それぞれ扶養親族等の数とする。

た居住者を含む。)については、四に該当する場合を除き、

である。

合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中
表によらず、第三条(給与等に係る源泉徴収の特例)の規定により読み替えられた法第百八十六条第一項第一号ロ若

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額か
は当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第三 昭和45年4月の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞 与 の に べ る 金 額 率 乗 き	甲 族											
	扶 養 親				族							
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満				
0 %	千円 21千円未満	千円	千円 35千円未満	千円	千円 45千円未満	千円	千円 55千円未満	千円				
2	21	22	35	38	45	49	55	59				
4	22	24	38	41	49	53	59	64				
6	24	42	41	56	53	65	64	70				
8	42	68	56	75	65	81	70	88				
10	68	84	75	94	81	104	88	114				
12	84	106	94	120	104	129	114	136				
14	106	129	120	140	129	147	136	155				
16	129	145	140	157	147	165	155	173				
18	145	166	157	178	165	187	173	195				
20	166	192	178	205	187	213	195	222				
22	192	215	205	229	213	239	222	248				
24	215	242	229	254	239	261	248	268				
26	242	261	254	272	261	280	268	287				
28	261	281	272	292	280	299	287	306				
30	281	296	292	308	299	315	306	323				
32	296	326	308	337	315	345	323	354				
35	326	363	337	376	345	384	354	392				
38	363	417	376	429	384	437	392	445				
41	417	470	429	484	437	493	445	502				
44	470	564	484	576	493	584	502	591				
47	564	675	576	687	584	695	591	704				
50	675	890	687	905	695	915	704	925				
55	890	1,723	905	1,738	915	1,748	925	1,758				
60	1,723	3,390	1,738	3,405	1,748	3,415	1,758	3,425				
65	3,390千円以上		3,405千円以上		3,415千円以上		3,425千円以上					

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二対象配偶者若しくは扶養親族をいう。

(二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。

(四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する

(五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、法第九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の金

求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたと

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場(1)の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められてい(六)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められてい

別表第四 昭和45年4月の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 2,000	円未満	円 0	円 90,000	円 92,000	円 4,500	円 234,000	円 238,000	円 11,700
2,000	4,000	100	92,000	94,000	4,600	238,000	242,000	11,900
4,000	6,000	200	94,000	96,000	4,700	242,000	246,000	12,100
6,000	8,000	300	96,000	98,000	4,800	246,000	250,000	12,300
8,000	10,000	400	98,000	100,000	4,900	250,000	254,000	12,500
10,000	12,000	500	100,000	102,000	5,000	254,000	258,000	12,700
12,000	14,000	600	102,000	104,000	5,100	258,000	262,000	12,900
14,000	16,000	700	104,000	106,000	5,200	262,000	266,000	13,100
16,000	18,000	800	106,000	108,000	5,300	266,000	270,000	13,300
18,000	20,000	900	108,000	110,000	5,400	270,000	274,000	13,500
20,000	22,000	1,000	110,000	112,000	5,500	274,000	278,000	13,700
22,000	24,000	1,100	112,000	114,000	5,600	278,000	282,000	13,900
24,000	26,000	1,200	114,000	116,000	5,700	282,000	286,000	14,100
26,000	28,000	1,300	116,000	118,000	5,800	286,000	290,000	14,300
28,000	30,000	1,400	118,000	120,000	5,900	290,000	294,000	14,500
30,000	32,000	1,500	120,000	122,000	6,000	294,000	298,000	14,700
32,000	34,000	1,600	122,000	124,000	6,100	298,000	302,000	14,900
34,000	36,000	1,700	124,000	126,000	6,200	302,000	306,000	15,100
36,000	38,000	1,800	126,000	130,000	6,300	306,000	310,000	15,300
38,000	40,000	1,900	130,000	134,000	6,500	310,000	314,000	15,500
40,000	42,000	2,000	134,000	138,000	6,700	314,000	318,000	15,700
42,000	44,000	2,100	138,000	142,000	6,900	318,000	322,000	15,900
44,000	46,000	2,200	142,000	146,000	7,100	322,000	326,000	16,100
46,000	48,000	2,300	146,000	150,000	7,300	326,000	330,000	16,300
48,000	50,000	2,400	150,000	154,000	7,500	330,000	334,000	16,500
50,000	52,000	2,500	154,000	158,000	7,700	334,000	338,000	16,700
52,000	54,000	2,600	158,000	162,000	7,900	338,000	342,000	16,900
54,000	56,000	2,700	162,000	166,000	8,100	342,000	346,000	17,100
56,000	58,000	2,800	166,000	170,000	8,300	346,000	350,000	17,300
58,000	60,000	2,900	170,000	174,000	8,500	350,000	354,000	17,500
60,000	62,000	3,000	174,000	178,000	8,700	354,000	358,000	17,700
62,000	64,000	3,100	178,000	182,000	8,900	358,000	362,000	17,900
64,000	66,000	3,200	182,000	186,000	9,100	362,000	366,000	18,100
66,000	68,000	3,300	186,000	190,000	9,300	366,000	370,000	18,300
68,000	70,000	3,400	190,000	194,000	9,500	370,000	374,000	18,500
70,000	72,000	3,500	194,000	198,000	9,700	374,000	378,000	18,700
72,000	74,000	3,600	198,000	202,000	9,900	378,000	382,000	18,900
74,000	76,000	3,700	202,000	206,000	10,100	382,000	386,000	19,100
76,000	78,000	3,800	206,000	210,000	10,300	386,000	390,000	19,300
78,000	80,000	3,900	210,000	214,000	10,500	390,000	396,000	19,500
80,000	82,000	4,000	214,000	218,000	10,700	396,000	402,000	19,800
82,000	84,000	4,100	218,000	222,000	10,900	402,000	408,000	20,100
84,000	86,000	4,200	222,000	226,000	11,100	408,000	414,000	20,400
86,000	88,000	4,300	226,000	230,000	11,300	414,000	420,000	20,700
88,000	90,000	4,400	230,000	234,000	11,500	420,000	426,000	21,000

(二)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
426,000	432,000	21,300	696,000	702,000	36,000	1,023,000	1,036,000	56,700			
432,000	438,000	21,600	702,000	708,000	36,300	1,036,000	1,044,000	57,200			
438,000	444,000	21,900	708,000	714,000	36,700	1,044,000	1,052,000	57,700			
444,000	450,000	22,200	714,000	720,000	37,100	1,052,000	1,060,000	58,200			
450,000	456,000	22,500	720,000	726,000	37,500	1,060,000	1,068,000	58,700			
456,000	462,000	22,800	726,000	732,000	37,800	1,068,000	1,076,000	59,200			
462,000	468,000	23,100	732,000	738,000	38,200	1,076,000	1,084,000	59,700			
468,000	474,000	23,400	738,000	744,000	38,600	1,084,000	1,092,000	60,200			
474,000	480,000	23,700	744,000	750,000	39,000	1,092,000	1,100,000	60,700			
480,000	486,000	24,000	750,000	756,000	39,300	1,100,000	1,108,000	61,200			
486,000	492,000	24,300	756,000	762,000	39,700	1,108,000	1,116,000	61,700			
492,000	498,000	24,600	762,000	768,000	40,100	1,116,000	1,124,000	62,200			
498,000	504,000	24,900	768,000	774,000	40,500	1,124,000	1,132,000	62,700			
504,000	510,000	25,200	774,000	780,000	40,800	1,132,000	1,140,000	63,200			
510,000	516,000	25,500	780,000	786,000	41,200	1,140,000	1,148,000	63,700			
516,000	522,000	25,800	786,000	792,000	41,600	1,148,000	1,156,000	64,200			
522,000	528,000	26,100	792,000	798,000	42,000	1,156,000	1,164,000	64,700			
528,000	534,000	26,400	798,000	804,000	42,400	1,164,000	1,172,000	65,200			
534,000	540,000	26,700	804,000	810,000	42,800	1,172,000	1,180,000	65,700			
540,000	546,000	27,000	810,000	816,000	43,200	1,180,000	1,188,000	66,200			
546,000	552,000	27,300	816,000	822,000	43,600	1,188,000	1,196,000	66,700			
552,000	558,000	27,600	822,000	828,000	44,000	1,196,000	1,204,000	67,200			
558,000	564,000	27,900	828,000	834,000	44,400	1,204,000	1,212,000	67,700			
564,000	570,000	28,200	834,000	840,000	44,800	1,212,000	1,220,000	68,200			
570,000	576,000	28,500	840,000	846,000	45,200	1,220,000	1,228,000	68,700			
576,000	582,000	28,800	846,000	852,000	45,600	1,228,000	1,236,000	69,200			
582,000	588,000	29,100	852,000	858,000	46,000	1,236,000	1,244,000	69,700			
588,000	594,000	29,400	858,000	864,000	46,400	1,244,000	1,252,000	70,200			
594,000	600,000	29,700	864,000	870,000	46,800	1,252,000	1,260,000	70,700			
600,000	606,000	30,000	870,000	876,000	47,200	1,260,000	1,268,000	71,200			
606,000	612,000	30,300	876,000	882,000	47,600	1,268,000	1,276,000	71,700			
612,000	618,000	30,600	882,000	888,000	48,000	1,276,000	1,284,000	72,200			
618,000	624,000	30,900	888,000	894,000	48,400	1,284,000	1,292,000	72,700			
624,000	630,000	31,200	894,000	900,000	48,800	1,292,000	1,300,000	73,200			
630,000	636,000	31,500	900,000	906,000	49,200	1,300,000	1,308,000	73,700			
636,000	642,000	31,800	906,000	912,000	49,600	1,308,000	1,316,000	74,200			
642,000	648,000	32,100	912,000	918,000	50,000	1,316,000	1,324,000	74,700			
648,000	654,000	32,400	918,000	924,000	50,400	1,324,000	1,332,000	75,200			
654,000	660,000	32,700	924,000	930,000	50,800	1,332,000	1,340,000	75,700			
660,000	666,000	33,000	930,000	936,000	51,200	1,340,000	1,348,000	76,200			
666,000	672,000	33,300	936,000	942,000	51,600	1,348,000	1,356,000	76,700			
672,000	678,000	33,600	942,000	948,000	52,000	1,356,000	1,364,000	77,200			
678,000	684,000	33,900	948,000	954,000	52,400	1,364,000	1,372,000	77,700			
684,000	690,000	34,200	954,000	960,000	52,800	1,372,000	1,380,000	78,200			
690,000	696,000	34,500	960,000	966,000	53,200	1,380,000	1,388,000	78,700			
696,000	702,000	34,800	966,000	972,000	53,600	1,388,000	1,396,000	79,200			
702,000	708,000	35,100	972,000	978,000	54,000	1,396,000	1,404,000	79,700			
708,000	714,000	35,400	978,000	984,000	54,400	1,404,000	1,412,000	80,200			
714,000	720,000	35,700	984,000	990,000	54,800	1,412,000	1,420,000	80,700			
720,000	726,000	36,000	990,000	996,000	55,200	1,420,000	1,428,000	81,200			
726,000	732,000	36,300	996,000	1,002,000	55,600	1,428,000	1,436,000	81,700			
732,000	738,000	36,600	1,002,000	1,008,000	56,000	1,436,000	1,444,000	82,200			
738,000	744,000	36,900	1,008,000	1,014,000	56,400	1,444,000	1,452,000	82,700			
744,000	750,000	37,200	1,014,000	1,020,000	56,800	1,452,000	1,460,000	83,200			
750,000	756,000	37,500	1,020,000	1,026,000	57,200	1,460,000	1,468,000	83,700			

(三)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,410,000	1,420,000	83,200	1,860,000	1,870,000	117,400	2,310,000	2,320,000	156,100
1,420,000	1,430,000	84,000	1,870,000	1,880,000	118,200	2,320,000	2,330,000	157,000
1,430,000	1,440,000	84,700	1,880,000	1,890,000	119,100	2,330,000	2,340,000	157,800
1,440,000	1,450,000	85,500	1,890,000	1,900,000	119,900	2,340,000	2,350,000	158,700
1,450,000	1,460,000	86,200	1,900,000	1,910,000	120,700	2,350,000	2,360,000	159,600
1,460,000	1,470,000	87,000	1,910,000	1,920,000	121,500	2,360,000	2,370,000	160,500
1,470,000	1,480,000	87,700	1,920,000	1,930,000	122,400	2,370,000	2,380,000	161,300
1,480,000	1,490,000	88,500	1,930,000	1,940,000	123,200	2,380,000	2,390,000	162,200
1,490,000	1,500,000	89,200	1,940,000	1,950,000	124,000	2,390,000	2,400,000	163,100
1,500,000	1,510,000	90,000	1,950,000	1,960,000	124,800	2,400,000	2,410,000	164,000
1,510,000	1,520,000	90,700	1,960,000	1,970,000	125,700	2,410,000	2,420,000	164,900
1,520,000	1,530,000	91,500	1,970,000	1,980,000	126,500	2,420,000	2,430,000	165,900
1,530,000	1,540,000	92,200	1,980,000	1,990,000	127,300	2,430,000	2,440,000	166,800
1,540,000	1,550,000	93,000	1,990,000	2,000,000	128,100	2,440,000	2,450,000	167,800
1,550,000	1,560,000	93,700	2,000,000	2,010,000	129,000	2,450,000	2,460,000	168,700
1,560,000	1,570,000	94,500	2,010,000	2,020,000	129,800	2,460,000	2,470,000	169,700
1,570,000	1,580,000	95,200	2,020,000	2,030,000	130,700	2,470,000	2,480,000	170,600
1,580,000	1,590,000	96,000	2,030,000	2,040,000	131,600	2,480,000	2,490,000	171,600
1,590,000	1,600,000	96,700	2,040,000	2,050,000	132,500	2,490,000	2,500,000	172,500
1,600,000	1,610,000	97,500	2,050,000	2,060,000	133,300	2,500,000	2,510,000	173,500
1,610,000	1,620,000	98,200	2,060,000	2,070,000	134,200	2,510,000	2,520,000	174,400
1,620,000	1,630,000	99,000	2,070,000	2,080,000	135,100	2,520,000	2,530,000	175,400
1,630,000	1,640,000	99,700	2,080,000	2,090,000	136,000	2,530,000	2,540,000	176,300
1,640,000	1,650,000	100,500	2,090,000	2,100,000	136,800	2,540,000	2,550,000	177,300
1,650,000	1,660,000	101,200	2,100,000	2,110,000	137,700	2,550,000	2,560,000	178,200
1,660,000	1,670,000	102,000	2,110,000	2,120,000	138,600	2,560,000	2,570,000	179,200
1,670,000	1,680,000	102,700	2,120,000	2,130,000	139,500	2,570,000	2,580,000	180,100
1,680,000	1,690,000	103,500	2,130,000	2,140,000	140,300	2,580,000	2,590,000	181,100
1,690,000	1,700,000	104,200	2,140,000	2,150,000	141,200	2,590,000	2,600,000	182,000
1,700,000	1,710,000	105,000	2,150,000	2,160,000	142,100	2,600,000	2,610,000	183,000
1,710,000	1,720,000	105,700	2,160,000	2,170,000	143,000	2,610,000	2,620,000	183,900
1,720,000	1,730,000	106,500	2,170,000	2,180,000	143,800	2,620,000	2,630,000	184,900
1,730,000	1,740,000	107,200	2,180,000	2,190,000	144,700	2,630,000	2,640,000	185,800
1,740,000	1,750,000	108,000	2,190,000	2,200,000	145,600	2,640,000	2,650,000	186,800
1,750,000	1,760,000	108,700	2,200,000	2,210,000	146,500	2,650,000	2,660,000	187,700
1,760,000	1,770,000	109,500	2,210,000	2,220,000	147,300	2,660,000	2,670,000	188,700
1,770,000	1,780,000	110,200	2,220,000	2,230,000	148,200	2,670,000	2,680,000	189,600
1,780,000	1,790,000	111,000	2,230,000	2,240,000	149,100	2,680,000	2,690,000	190,600
1,790,000	1,800,000	111,700	2,240,000	2,250,000	150,000	2,690,000	2,700,000	191,500
1,800,000	1,810,000	112,500	2,250,000	2,260,000	150,800	2,700,000	2,710,000	192,500
1,810,000	1,820,000	113,300	2,260,000	2,270,000	151,700	2,710,000	2,720,000	193,400
1,820,000	1,830,000	114,100	2,270,000	2,280,000	152,600	2,720,000	2,730,000	194,400
1,830,000	1,840,000	114,900	2,280,000	2,290,000	153,500	2,730,000	2,740,000	195,300
1,840,000	1,850,000	115,800	2,290,000	2,300,000	154,300	2,740,000	2,750,000	196,300
1,850,000	1,860,000	116,600	2,300,000	2,310,000	155,200	2,750,000	2,760,000	197,200

(四)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
2,760,000	2,770,000	198,200	円	3,210,000	3,220,000	244,300	円	3,660,000	3,670,000	294,200	円
2,770,000	2,780,000	199,100	円	3,220,000	3,230,000	245,400	円	3,670,000	3,680,000	295,300	円
2,780,000	2,790,000	200,100	円	3,230,000	3,240,000	246,500	円	3,680,000	3,690,000	296,400	円
2,790,000	2,800,000	201,000	円	3,240,000	3,250,000	247,600	円	3,690,000	3,700,000	297,500	円
2,800,000	2,810,000	202,000	円	3,250,000	3,260,000	248,700	円	3,700,000	3,710,000	298,700	円
2,810,000	2,820,000	202,900	円	3,260,000	3,270,000	249,800	円	3,710,000	3,720,000	299,800	円
2,820,000	2,830,000	203,900	円	3,270,000	3,280,000	250,900	円	3,720,000	3,730,000	300,900	円
2,830,000	2,840,000	204,800	円	3,280,000	3,290,000	252,000	円	3,730,000	3,740,000	302,000	円
2,840,000	2,850,000	205,800	円	3,290,000	3,300,000	253,100	円	3,740,000	3,750,000	303,100	円
2,850,000	2,860,000	206,700	円	3,300,000	3,310,000	254,300	円	3,750,000	3,760,000	304,200	円
2,860,000	2,870,000	207,700	円	3,310,000	3,320,000	255,400	円	3,760,000	3,770,000	305,300	円
2,870,000	2,880,000	208,600	円	3,320,000	3,330,000	256,500	円	3,770,000	3,780,000	306,400	円
2,880,000	2,890,000	209,600	円	3,330,000	3,340,000	257,600	円	3,780,000	3,790,000	307,500	円
2,890,000	2,900,000	210,500	円	3,340,000	3,350,000	258,700	円	3,790,000	3,800,000	308,600	円
2,900,000	2,910,000	211,500	円	3,350,000	3,360,000	259,800	円	3,800,000	3,810,000	309,800	円
2,910,000	2,920,000	212,400	円	3,360,000	3,370,000	260,900	円	3,810,000	3,820,000	310,900	円
2,920,000	2,930,000	213,400	円	3,370,000	3,380,000	262,000	円	3,820,000	3,830,000	312,000	円
2,930,000	2,940,000	214,300	円	3,380,000	3,390,000	263,100	円	3,830,000	3,840,000	313,100	円
2,940,000	2,950,000	215,300	円	3,390,000	3,400,000	264,200	円	3,840,000	3,850,000	314,200	円
2,950,000	2,960,000	216,200	円	3,400,000	3,410,000	265,400	円	3,850,000	3,860,000	315,300	円
2,960,000	2,970,000	217,200	円	3,410,000	3,420,000	266,500	円	3,860,000	3,870,000	316,400	円
2,970,000	2,980,000	218,100	円	3,420,000	3,430,000	267,600	円	3,870,000	3,880,000	317,500	円
2,980,000	2,990,000	219,100	円	3,430,000	3,440,000	268,700	円	3,880,000	3,890,000	318,600	円
2,990,000	3,000,000	220,000	円	3,440,000	3,450,000	269,800	円	3,890,000	3,900,000	319,700	円
3,000,000	3,010,000	221,000	円	3,450,000	3,460,000	270,900	円	3,900,000	3,910,000	320,900	円
3,010,000	3,020,000	222,100	円	3,460,000	3,470,000	272,000	円	3,910,000	3,920,000	322,000	円
3,020,000	3,030,000	223,200	円	3,470,000	3,480,000	273,100	円	3,920,000	3,930,000	323,100	円
3,030,000	3,040,000	224,300	円	3,480,000	3,490,000	274,200	円	3,930,000	3,940,000	324,200	円
3,040,000	3,050,000	225,400	円	3,490,000	3,500,000	275,300	円	3,940,000	3,950,000	325,300	円
3,050,000	3,060,000	226,500	円	3,500,000	3,510,000	276,500	円	3,950,000	3,960,000	326,400	円
3,060,000	3,070,000	227,600	円	3,510,000	3,520,000	277,600	円	3,960,000	3,970,000	327,500	円
3,070,000	3,080,000	228,700	円	3,520,000	3,530,000	278,700	円	3,970,000	3,980,000	328,600	円
3,080,000	3,090,000	229,800	円	3,530,000	3,540,000	279,800	円	3,980,000	3,990,000	329,700	円
3,090,000	3,100,000	230,900	円	3,540,000	3,550,000	280,900	円	3,990,000	4,000,000	330,800	円
3,100,000	3,110,000	232,100	円	3,550,000	3,560,000	282,000	円				
3,110,000	3,120,000	233,200	円	3,560,000	3,570,000	283,100	円	4,000,000	5,000,000	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額に12.75% を乗じて算出した 金額から173,000 円を控除した金額	
3,120,000	3,130,000	234,300	円	3,570,000	3,580,000	284,200	円				
3,130,000	3,140,000	235,400	円	3,580,000	3,590,000	285,300	円				
3,140,000	3,150,000	236,500	円	3,590,000	3,600,000	286,400	円				
3,150,000	3,160,000	237,600	円	3,600,000	3,610,000	287,600	円				
3,160,000	3,170,000	238,700	円	3,610,000	3,620,000	288,700	円	5,000,000	6,000,000	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額に14.85% を乗じて算出した 金額から258,000 円を控除した金額	
3,170,000	3,180,000	239,800	円	3,620,000	3,630,000	289,800	円				
3,180,000	3,190,000	240,900	円	3,630,000	3,640,000	290,900	円				
3,190,000	3,200,000	242,000	円	3,640,000	3,650,000	292,000	円				
3,200,000	3,210,000	243,200	円	3,650,000	3,660,000	293,100	円				

(五)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
6,000,000 ^円	7,000,000 ^円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に16%を乗じて算出した金額から357,000円を控除した金額	14,000,000 ^円	16,000,000 ^円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23.5%を乗じて算出した金額から1,072,000円を控除した金額	80,000,000 ^円	90,000,000 ^円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から4,692,000円を控除した金額
7,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から462,000円を控除した金額	16,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から1,812,000円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に33.1%を乗じて算出した金額から6,232,000円を控除した金額
8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19.5%を乗じて算出した金額から622,000円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,812,000円を控除した金額	120,000,000	130,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から7,612,000円を控除した金額
10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21.5%を乗じて算出した金額から822,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,812,000円を控除した金額	130,000,000	160,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35.6%を乗じて算出した金額から8,292,000円を控除した金額
12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23%を乗じて算出した金額から1,002,000円を控除した金額	60,000,000	80,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30.6%を乗じて算出した金額から3,172,000円を控除した金額	160,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から11,352,000円を控除した金額

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から法別表第八の附表により法第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどろかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

理 由

昭和四十五年度の税制改正による所得税負担の軽減を昭和四十五年四月一日から同月三十日までとの間に支払われる給与等及び退職手当等にすみやかに及ぼすため、これらに係る所得税の源泉徴収について所得税法の特例を設けるとともに、同年三月三十一日に期限の到来する国税の課税の特例等を定めた法律の規定について、その期限を暫定的に同年四月三十日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔毛利松平君登壇〕

○毛利松平君 ただいま議題となりました昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和四十五年度の税制改正の実施に備えるため、おおむね次のような改正を行なうこととしたしております。

まず第一は、本年四月一日から同月三十日までとの間に支払われる給与所得及び退職所得にかかる所得税の源泉徴収について、四十五年度の税制改正による減税の効果をすみやかに及ぼすため、所得税法の特例を設け、別途改正を予定いたしてあります。基礎控除等の引き上げ、給与所得控除の拡充及び税率の緩和をもととして計算した源泉徴収税額表により、源泉徴収を行なうこととしたしております。

第二は、租税特別措置法、物品税法の一部を改正する法律等及び関税暫定措置法に規定されております内国税及び関税に関する特別措置のうち、

本年三月三十一日にその適用期限が到来するものについて、その期限を四月三十日まで延長することとしたしております。

すなわち、この法律案によって適用期限が延長されるものは、租税特別措置法におきましては、利子所得に対する分離課税、配当所得に対する源泉徴収課税等の措置、物品税法の一部を改正する法律等におきましては、トランジスタテレビ受像機、電子楽器等に対する暫定的非課税または税率の軽減等の措置であります。

また、関税暫定措置法におきましては、農林漁業用の重油の免税、国産原油の購入にかかる関税の還付等の減免、還付制度のほか、バナナ、トウモロコシ等、四百九十九品目に対する暫定税率の適用であります。

本案につきましては、審査の結果、去る十日質疑を終了し、昨十八日討論に入りましたところ、日本社会党を代表して広瀬秀吉君、公明党を代表して貝沼次郎君、民社党を代表して竹本孫一君は、それぞれ反対の旨を述べられました。次いで、採決いたしましたところ、起立多数をもって原案のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

日程第三、不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律案、日程第四、自動車道の整備等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律案
昭和四十五年三月十八日
提出者 建設委員長 金丸 信

不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律
(趣旨)

第二条 この法律は、不動産鑑定士制度の充実に図るべき必要性が存することにかんがみ、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号。以下「法」という。)に規定する不動産鑑定士試験の特例として行なう不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する事項を定めるものとする。

(特例試験の実施)

第一条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験は、昭和四十五年及び昭和四十六年に限り、毎年一回、行なうものとする。

第二条 不動産鑑定士となる資格の特例
第三条 不動産鑑定士特例試験に合格した者は、法第四条第三項の規定にかかわらず、不動産鑑定士となる資格を有する。

第四条 不動産鑑定士補特例試験に合格した者は、法第四条第二項の規定にかかわらず、不動産鑑定士補となる資格を有する。

(不動産鑑定士特例試験)
第五条 次の各号の一に該当する者は、不動産鑑定士特例試験を受けることができる。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年初令第三十八十八号)による大学を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧大学令による大学予科、旧高等学校令(大正七年初令第三十八十九号)による高等学校高等科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十二年以上の実務の経験を有する者

三 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十四年以上の実務の経験を有する者

四 不動産の鑑定評価に關し通算して十七年以上の実務の経験を有する者
五 行政機関又は政令で定めるその他の機関において不動産の鑑定評価に関する研究、調査、審査又は監督についての責任のある地位にあつた期間が、政令で定める期間以上である者

六 前各号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

第六条 不動産鑑定士特例試験は、不動産鑑定士となるのに必要な専門的学識及び高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産に関する行政法規並びに不動産の鑑定評価に関する理論及び実務について行なう。

(不動産鑑定士補特例試験)
第七条 次の各号の一に該当する者は、不動産鑑定士補特例試験に関する法律案

昭和四十五年三月十九日 衆議院會議録第十二号 外一案

昭和四十五年三月十九日 衆議院會議録第十一号

不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律案外一案

定士補特例試験を受けることができる。

一 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して五年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧大学令による大学予科、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した後、不動産の鑑定評価に關し通算して七年以上の実務の経験を有する者

三 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して九年以上の実務の経験を有する者

四 不動産の鑑定評価に關し通算して十二年以上の実務の経験を有する者

五 前各号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

第八条 不動産鑑定士補特例試験は、不動産鑑定士補となるのに必要な専門的知識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産に關する行政法規並びに不動産の鑑定評価に關する理論及び実務について行なう。

（合格者の決定）

第九条 不動産鑑定士特例試験又は不動産鑑定士補特例試験の合格者を定めるには、当該試験の成績によるほか、政令で定めるところにより、これらの試験を受けた者の不動産の鑑定評価に關する実務の経験年数を参酌することができる。

（受験手数料）

第十条 不動産鑑定士特例試験又は不動産鑑定士補特例試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、千円を受験手数料として納付しなければならない。

（特例試験の執行）

第十一条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定

士補特例試験は、土地鑑定委員会が行なう。

（準用規定）

第十二条 法第二条第一項、第十一条第二項、第十三条、第十四条、第二十条第五号、第四十七条及び第五十五条の規定は、不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験について準用する。

（罰則）

第十三条 不動産鑑定士特例試験又は不動産鑑定士補特例試験に關し、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者は、三万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（建設省設置法の一部改正）

2 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第十八号の五を第十八号の六とし、第十八号の四を第十八号の五とし、第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に關する法律（昭和四十五年法律第 号）の施行に關する事務を管理すること。

第四十条第三項及び第四十条の二第三項中「第十八号の五」を「第十八号の六」に改める。

第十条第一項の表中「及び不動産の鑑定評価に關する法律を」と、不動産の鑑定評価に關する法律及び不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に關する法律」に改める。

理 由

昭和四十五年及び昭和四十六年に限り、不動産の鑑定評価に關する法律に規定する不動産鑑定士試験の特例として、不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験を行なう必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

自転車の整備等に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十五年三月十八日

提出者

建設委員長 金丸 信

自転車の整備等に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、わが国における自転車の利用状況にかんがみ、自転車が安全に通行することができ、かつ交通安全の増進に必要の措置を定め、もつて交通事故の防止と交通の円滑化に寄与し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路にあつては、建設大臣をいう）をいう。

3 この法律において「自転車道」とは、次に掲げる道路の部分並びに第六条第一項に規定する自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路をいう。

一 もつぱら自転車の通行の用に供することを目的とする道路の部分

二 自転車及び歩行者の共通の通行の用に供することを目的とする道路の部分

4 この法律において「自転車道整備事業」とは、自転車道の設置に關する事業をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する目的を達成するため、自転車道整備事業が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

なければならない。

（自転車道整備事業の実施）

第四条 道路管理者は、道路法第三十条の規定に基づき政令で定める基準に従い、自転車及び自動車の交通量、道路における交通事故の発生状況その他の事情を考慮して自転車道整備事業を実施するよう努めなければならない。

（自転車道の計画的整備）

第五条 建設大臣は、道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）第二条に規定する道路整備五箇年計画に關しては、自転車道の計画的整備が促進されるよう配慮しなければならない。

（自転車専用道路等の設置）

第六条 市町村である道路管理者は、自転車の通行の安全を確保し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資するため、市町村道であつてもつぱら自転車の通行の用に供することを目的とする道路（以下「自転車専用道路」という。）又は市町村道であつて自転車及び歩行者の共通の通行の用に供することを目的とする道路（以下「自転車歩行者専用道路」という。）を設置するよう努めなければならない。

2 市町村である道路管理者が、河川法（昭和十九年法律第百六十七号）第六條に規定する河川区域内の土地又は国有林野法（昭和二十六年法律第百四十六号）第二条に規定する国有林野（以下この項において「国有林野」という。）である土地を利用して自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路を設置しようとする場合においては、河川又は国有林野の管理者は、河川又は国有林野の管理上支障のない範囲内において、その設置に協力するものとする。

3 国は、自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の設置の促進に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（自転車の通行の安全を確保するための交通規則）

(制) 第七條 都道府県公安委員会は、自転車道の整備と相まつて、自転車の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号イ中「歩道の設置」を「歩道若しくは自転車道の設置」に改める。

理 由

最近における自転車の利用状況にかんがみ、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資するため、自転車道が安全に通行することができるよう、自転車道の整備等に関し必要な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の趣旨弁明を許します。建設委員長金丸信君。

〔金丸信君登壇〕

○金丸信君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。まず、不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律案について申し上げます。

本案は、最近における不動産鑑定評価の急激な需要の増加の実情等にかんがみまして、不動産鑑定士制度の充実をはかるため、昭和四十五年及び

昭和四十六年に限り、不動産鑑定士特例試験等を行ない、同試験の合格者は不動産鑑定士等の資格を有するものとしたすはか、同試験の受験資格等について所要の規定を整備したものであります。次に、自転車道の整備等に関する法律案について申し上げます。

本案は、わが国における道路交通事故の防止と交通の円滑化をはかるため、自転車道が安全に通行することができるよう、自転車道等の整備に關し、国及び地方公共団体の責務、自転車道の計画的整備、自転車専用道路等の設置等の措置を定めますとともに、附則において所要の規定を整備したものであります。

以上が両法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたします。両案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも可決いたしました。

日程第五 放送法第三十七条第二項の規定に

基づき、承認を求めるの件

○議長(船田中君) 日程第五、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右 国会に提出する。

昭和四十五年二月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和45年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

日本放送協会昭和45年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和45年度収支予算

予算総則

第1条 昭和45年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、カラーテレビジョン放送を含まない受信の契約にあつては315円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約にあつては465円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ3,465円、5,115円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ1,735円、2,560円とする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむをえない場合限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができ。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第5条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

第6条 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第7条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

第8条 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第9条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還または設備の新設、改善に充てることができる。

第10条 前項に定めるもののほか、職員の高率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第11条 前期繰越金が本予算において予定する金額に比し増減したときは、経営委員会の議決を経て、借入金の返還または設備の新設、改善に充てた経費を加減して使用することができる。

第12条 前年度の決算において収支差損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならぬ。

第13条 本予算中、資本収入において予定する放送債は長期借入金に、また、長期借入金は放送債にかえることができる。

第14条 国際放送ならびに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第15条 業務に關連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、

調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

昭和45年度収支予算書

(事業収入支)		(事業収入)
(款) 事業収入	90,983,586千円	
(項) 受取金収入	89,510,155千円	
雑収入	148,955千円	
(款) 事業支出	1,324,475千円	
(項) 給内放送送与費	90,983,586千円	
国際放送送与費	26,982,485千円	
管内業務送与費	26,492,411千円	
調査研究費	744,673千円	
設備費	8,026,087千円	
減価償却費	10,135,254千円	
雑費	1,486,520千円	
減価償却費	13,290,000千円	
雑費	2,470,855千円	
雑費	955,300千円	
雑費	400,000千円	
(資本収支)		(資本収入)
(款) 資本収入	30,732,000千円	
(項) 減価償却引当金	13,290,000千円	
事業収支から受入れ	955,300千円	
前期繰越金受入れ	300,000千円	
固定資産売却収入	2,750,000千円	
放送債券償還積立金もどし入れ	4,076,700千円	
放送債券償還積立金	3,000,000千円	
長期借入金	6,360,000千円	
建設費	30,732,000千円	
(項) 放送債券償還積立金繰入れ	22,700,000千円	
放送債券償還金	1,490,000千円	
長期借入金返還金	5,142,000千円	
長期借入金返還金	1,400,000千円	

昭和45年度事業計画

1 計画概説

昭和45年度における日本放送協会の事業運営については、事業経営の長期的構想のもとに、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成につとめるとともに、すべれた放送を実施して、国民の要望にこたえる。

- (1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の早期完成を目標に積極的な建設を行なう。また、ラジオにおいては、第2放送大電力局の整備を行なうほか、超短波放送局の建設を行なう。
- (2) テレビジョン、ラジオ放送とも番組内容を充実刷新するとともに、カラーテレビジョン番組については、放送時間の拡充を行なう。また、超短波放送については、その特性を生かした番組の充実を図る。
- (3) 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用について積極的に促進する。
- (4) 受信契約者の普及については、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進し、受信者の開発につとめるとともに、受信者の理解と協力をうるよう協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持増加を図る。

一方、受信料の免除については、新たに、母子寮、老人ホーム等社会福祉事業施設の入居者、重度の精神薄弱者を有する市町村民税非課税の世帯および青年の家、児童文化センター等の社会教育施設に対し、全額免除を行なうとともに、重度の肢体不自由者、重度の戦傷病者に対し、半額免除の措置を講ずる。

また、基地周辺に居住する受信者に対しては、受信環境の実情にかんがみ、免除範囲の拡大の措置を講ずる。

- (5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、放送時間を拡充するとともに、番組内容の充実刷新を行ない、放送効果の増大を図る。
- (6) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を充実するとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。
- (7) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に対処し、経営全般にわたり業務の効率化を積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

2 建設計画

建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に89億2,900万円、演奏所の整備に48億6,400万円、放送設備の充実、改善に67億8,500万円、研究設備の整備等に21億7,200万円、総額227億円をもつて施行する。

(1) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の離散地地域の早期解消を図るため、総合、教育両テレビジョン局とも、草津等240局の建設を完成し、140局の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設800施設を設置する。また、県域放送を実施するためのテレビジョン局神戸等3局を建設し、東京、大阪におけるUHFテレビジョン実験局の建設を完成するほか、放送所の自動化、非常用電源装置の整備等を行なう。

これらに要する経費は66億7,800万円である。

(2) ラジオ放送網計画

超短波放送については、県域放送を実施する放送局を含め京都等50局の建設を完成し、50局の建設に着手するほか、名古屋等2局の増力を行なう。また、秋田第2放送大電力局の建設を完

成するほか、非常用電源装置の整備等を行なう。

これらに要する経費は、22億6,100万円である。

(3) 演奏所整備計画

経営の近代化と業務の集約化を行ない、事業運営の効率を高めるため放送センターの総合整備に着手する。

また、前年度に引き続き、札幌放送会館の整備を取り進めるほか、奈良、神戸等の放送会館の整備を行なう。

これらに要する経費は、48億6,400万円である。

(4) 放送設備整備計画

放送番組の拡充に対処し、あわせて良質放送を実施するため、老朽の著しい放送設備を更新するほか、技術革新の進展に対応して設備の改善を行なうこととし、カラー放送設備、報道用取材機器、中継放送用機器等の整備を行なう。

これらに要する経費は、67億3,500万円である。

(5) 研究設備、一般施設整備計画

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行なうほか、業務の効率化のための機器の整備、宿舍の整備等を行なう。

これらに要する経費は、21億7,200万円である。

3 事業運営計画

(1) 要員および給与

要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最少限の人員にとどめることとし、前年度15,810人に対し、業務の拡充、設備の増加等により200人増員し、総員を16,010人とする。

これに要する給与は、総額289億8,248万5千円である。

(2) 国内放送

ア 放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の向上刷新につとめ、教育放送は、1日18時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心に番組内容の充実強化を図る。また、カラーテレビジョン放送においては、放送時間を前年度の1日11時間30分に対し、2時間30分増加して、1日14時間とする。

ローカル放送においては、1日1時間30分の放送時間により、地域社会に直結したニュース、報道、教養番組の充実を図る。

ラジオ放送においては、第1放送は1日19時間、第2放送は1日18時間30分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、受信者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行なう。

また、超短波放送は、1日18時間の放送時間により、県域を基本とするニュース・イソノメーション番組等ローカル放送を充実強化するとともに、ステレオ放送等その特性を生かした番組の充実を図る。

このほか、放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育面への

利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用について放送視聴グループの総合的な育成等により積極的に促進する。

このため、番組関係に要する経費の総額は、166億3,435万5千円である。すなわち、番組制作に145億3,867万円、番組の編成企画その他に20億9,568万5千円である。

イ 放送施設の運用維持については、保守運用の効率化等により極力経費の節減を図ることとするが、置局による設備の増加等により、前年度51億5,115万5千円に対し、2億1,553万8千円の増額となり、総額53億6,669万3千円である。

ウ 通信施設関係については、前年度44億4,804万2千円に対し、4,832万1千円の増額となり、総額44億9,136万3千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度249億4,156万9千円に対し、15億5,084万2千円の増額となり、総額264億9,241万1千円である。

(3) 国際放送

国際放送については、放送時間を前年度の1日36時間30分に対し、30分増加して、1日37時間とし、南アジア・アフリカ向け放送について拡充を図るとともに、ニュース・イソノメーション番組の充実、国際放送の周知の強化等により放送効果の増大を図り、放送を通じての国際間の理解と親善に努める。

このため、前年度7億2,460万円に対し、2,007万3千円の増額となり、総額7億4,467万3千円である。

(4) 業務関係

業務関係については、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進し、協会事業の周知の強化およびUHFテレビジョンの普及の促進、辺地共同受信施設の維持対策、電波障害対策等受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持開発につとめ、受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度68億4,904万8千円に対し、11億7,708万9千円の増額となり、総額80億2,608万7千円である。すなわち、広報および受信改善関係に11億4,029万9千円、契約収納関係に68億8,578万8千円である。

(5) 管理関係

管理関係については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減につとめるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能力の向上を図ることとするが、設備の増加等により、前年度100億1,958万9千円に対し、1億1,566万5千円の増額となり、総額101億3,525万4千円である。すなわち、一般管理に12億5,876万円、施設の維持管理に26億3,192万5千円、職員の厚生保健に34億4,880万3千円、退職手当その他に27億9,576万6千円である。

(6) 調査研究関係

調査研究関係については、番組面において、国民生活時間調査、国民世論調査、番組聴感状況調査ならびに意向調査等を行ない、技術面において、放送技術新分野の開発研究、放送衛星に関する研究、UHFテレビジョンの改善研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行なう。

これらに要する経費は、14億8,652万円である。

(7) 財務関係

以上のほか、事業運営のために必要な経費として、減価償却費132億9,000万円、放送債券発行償還経費、支払利息、未収受信料欠損償却等の関連経費24億7,085万5千円、資本収支・繰入れ9億5,530万円および予備費4億円を計上する。

4 受信契約者数

(1) 普通契約
ア 有料契約者見込数

区 分	昭 和 45 年 度	昭 和 44 年 度	増	減
年度 初 頭 契 約 者 数	18,324,000	19,349,000	△	1,025,000
年度 内 新 規 契 約 者 数	1,980,000	2,180,000	△	200,000
年度 内 廃 止 契 約 者 数	3,570,000	3,190,000		380,000
年度 内 増 加 契 約 者 数	△ 1,590,000	△ 1,010,000	△	580,000

イ 受託料免除者見込数

区 分	昭 和 45 年 度	昭 和 44 年 度	増	減
年度 初 頭 免 除 者 数	222,000	183,000		39,000
年度 内 新 規 免 除 者 数	83,000	32,000		1,000
年度 内 廃 止 免 除 者 数	8,000	8,000		0
年度 内 増 加 免 除 者 数	25,000	24,000		1,000

(2) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭 和 45 年 度	昭 和 44 年 度	増	減
年度 初 頭 契 約 者 数	3,559,000	1,689,000		1,870,000
年度 内 新 規 契 約 者 数	3,640,000	1,980,000		660,000
年度 内 廃 止 契 約 者 数	240,000	110,000		130,000
年度 内 増 加 契 約 者 数	2,400,000	1,870,000		530,000

イ 受信料免除者見込数

区 分	昭 和 45 年 度	昭 和 44 年 度	増	減
年度 初 頭 免 除 者 数	1,000			700
年度 内 新 規 免 除 者 数	1,000	700		300
年度 内 廃 止 免 除 者 数	0	0		0
年度 内 増 加 免 除 者 数	1,000	700		300

(参 考)

有料契約者見込数

区 分	普 通 契 約 者 数	カ ラ ー 契 約 者 数	契 約 者 総 数
年度 初 頭 契 約 者 数	18,324,000	3,559,000	21,883,000
年度 内 増 加 契 約 者 数	△ 1,590,000	2,400,000	810,000
年度 末 契 約 者 数	16,734,000	5,959,000	22,693,000

昭和 45 年 度 資 金 計 画

昭和 45 年度収支予算および事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。

1 本年度の入金額

受信料については、受信料収入予算 895 億 1,015 万 5 千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収入納額 886 億 1,505 万 8 千円を予定する。
放送債券については、30 億円発行による入金額 29 億 5,500 万円、長期借入金については、63 億 6,000 万円を予定する。
このほか、国際放送関係等交付金収入 1 億 4,895 万 5 千円、受入利息等雑収入 13 億 2,447 万 5 千円、固定資産売却収入 27 億 5,000 万円、放送債券償還積立金のもとし入れ 40 億 7,670 万円、受信料前受金等 50 億 7,622 万 4 千円を見込む。
以上により入金額は、総額 1,113 億 640 万 7 千円である。
2 本年度の出金額
事業経費 757 億 6,743 万円、建設経費 227 億円、放送債券の償還 51 億 4,200 万円、長期借入金の返還 14 億円、放送債券償還積立金へ繰入れ 14 億 9,000 万円、予備費 4 億円、支払利息等 56 億 2,618 万 8 千円をあわせ出金額は、総額 1,105 億 2,561 万 8 千円である。
3 資金の需要および調達を 4 半期にみれば、別表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第 1・4 半 期	第 2・4 半 期	第 3・4 半 期	第 4・4 半 期	合 計
1 前期末資金有高	2,700,000	3,500,608	3,550,582	3,521,901	11,273,091
2 入 金	23,800,248	24,489,204	30,036,002	32,980,958	119,306,412
受 信 料	22,153,763	20,381,462	24,812,215	21,267,613	88,615,053
放 送 債 券	0	0	985,000	1,970,000	2,955,000
長 期 借 入 金	0	0	3,000,000	3,360,000	6,360,000
交 付 金 収 入	36,860	36,861	36,967	38,247	149,935
雑 収 入	313,208	384,849	313,209	313,209	1,324,475
固定資産売却収入	115,500	2,611,500	11,500	11,500	2,750,000
3 出 金	1,180,917	1,074,532	877,091	4,076,700	4,076,700
前 受 金 等	0	0	0	1,943,684	5,076,224
放 送 債 券 償 還 積 立 金 も と し 入 れ	22,999,640	24,489,230	30,064,883	33,022,065	110,575,818
事 業 経 費	17,529,374	15,790,448	21,379,499	19,068,109	73,767,430
建 設 経 費	3,789,690	4,690,570	6,411,170	7,808,570	22,700,000
放 送 債 券 償 還	680,000	1,650,000	986,000	1,876,000	5,142,000
長 期 借 入 金 返 還	0	0	0	1,400,000	1,400,000
放 送 債 券 償 還 積 立 金 繰 入 れ	0	0	0	1,490,000	1,490,000
予 備 費	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000
支 払 利 息 等	900,576	2,208,212	1,238,014	1,279,386	5,626,188
4 期末資金有高	3,500,608	3,550,582	3,521,901	3,480,789	—

日本放送協会昭和 45 年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する郵政大臣の意見書

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和 45 年度収支予算、事業計画および資金計画は、おおむね

適当と認める。

なお、事業計画面中、UHFテレビジョン放送局の建設については、UHFテレビジョン放送の免許方針との関連において、変更の必要が生ずる場合もあると考える。

また、協会は、事業計画等の実施にあたり、下記の点に十分配慮するとともに、公共放送事業体としての重大な社会的使命をいっそう強く自覚し、かつ、その運営が、国民の負担する受信料を基礎としてなされていることをあらためて認識して、業務全般にわたる能率の向上をはかり、経費の効率化使用と節減について、今後いっそうその努力を続けるべきである。

1 テレビジョン放送中継局の建設について、今年度は前年度を上回る建設数を計画しているが、なお相当数のテレビジョン放送の難視聴地域が残されている。一方、テレビジョン放送の社会にはたす役割がますます増大している今日において、テレビジョン放送の難視聴地域の早期解消をはかることは、協会に課せられた最大の使命であり、中継局の建設促進については、万難を排してその実現に努力すべきである。

また、収入が予算額に比し増加したときは、その増加額は、極力テレビジョン放送の難視聴地域の解消をはかるための建設資金にふりむけるべきである。

2 今年度より経営の近代化と業務の集約化のための、放送センター総合整備計画が着手されることとなるが、その実施にあたっては、慎重にこれを進めるとともに、事業費の効率を高め、経費の近代化に資するという所期の目的が最大限に発揮されるよう、十分に配慮すべきである。

理由
日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和45年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

○議長(船田中君) 委員長長の報告を求めます。通信委員長金子岩三君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔金子岩三君登壇〕

○金子岩三君 たいだいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件に關し、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この議案は、日本放送協会の昭和四十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めようとするものでありまして、その収支予算は、事業収支九百九十八万八千円、資本収支三百七十七億三千万円の規模となっており、また事業計画は、テレビ、ラジオ両放送網の建設、放送番組の充実刷新等の諸施策を実施することとなっております。

通信委員会におきましては、二月二十六日本案の付託を受け、数回の会議の後、三月十八日討論採決を行なった結果、多数をもって本議案はこれ

国会に提出する。

昭和四十五年二月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国立学校設置法の一部を改正する法律
国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表秋田大学の項中「教育学部」を「教育学部」に改める。

第三条の二第一項中「九州工業大学」を「九州工業大学」に改める。

附則
この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

理由

秋田大学に学部を増設するとともに、佐賀大学に大学院を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長長の報告を求めます。文教委員長八木徹雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八木徹雄君登壇〕

○八木徹雄君 たいだいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、秋田大学に医学部を新設することともに、佐賀大学に大学院を設置し、昭和四十五年四月一日から施行しようとするものであります。

本案は、去る二月十九日当委員会に付託となり、三月四日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

自來、慎重に審査いたしました、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて、三月十八日、本案に対する質疑を終了し、討論の通告がないため、直ちに採決に入り、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十七分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君
文部大臣 坂田 道太郎君
郵政大臣 井出 太一郎君
建設大臣 根本 龍太郎君
自治大臣 秋田 大助君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員任命)
一、去る十七日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、十二日付議長において承認した加藤泰守外十四名を去る十七日第六十三回閣内閣府委員に任命した旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、昨十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、昨十八日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 今澄 勇君(理事麻生良方君去る十二日委員辞任につきその補欠)
理事 大野 潔君(理事大野潔君去る十七日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

空岡

木原

中島

補欠

中島

北山

愛郎君

朗読を省略し

二二一

昭和四十五年三月十九日 衆議院會議録第十一号 朗読を省略した議長の報告

[illegible]

有島 重武君	二見 伸明君
岡本 富夫君	田中 昭二君
沖本 泰幸君	桑名 義治君
大野 潔君	林 孝矩君
渡部 昭二君	松本 忠助君
桑名 義治君	古川 新次君
渡部 昭二君	小濱 新次君
古川 雅司君	和田 一郎君
渡部 昭二君	福田 一郎君
林 孝矩君	伊藤惣助丸君
和田 一郎君	山田 太郎君
浦井 洋君	松本 善明君
藤尾 正行君	野田 卯一君
小濱 新次君	相沢 武彦君
山田 太郎君	斎藤 実君
斎藤 実君	瀬野栄次郎君
伊藤惣助丸君	多田 時子君
多田 時子君	大野 正吉君
二見 伸明君	松尾 弘一君
赤松 忠助君	矢野 絢也君
川崎 寛治君	後藤 俊男君
北山 愛郎君	山中 吾郎君
久保 三郎君	川俣健二郎君
西宮 弘君	島本 虎三君
麻生 良方君	華山 親義君
川俣健二郎君	竹本 孫一君
山中 吾郎君	広瀬 秀吉君
華山 親義君	中谷 鉄也君
細谷 治嘉君	ト部 政巳君
竹本 孫一君	武部 文君
ト部 政巳君	吉田 久君
後藤 俊男君	阪上安太郎君
島本 虎三君	平林 剛君
阪上安太郎君	久保 三郎君
広瀬 秀吉君	戸宮 弘君
武部 文君	戸叶 里子君
戸叶 里子君	細谷 治嘉君
中谷 鉄也君	北山 愛郎君
平林 剛君	川崎 寛治君
吉田 久君	赤松 勇君
松本 善明君	麻生 良方君
不破 哲三君	

一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

通信委員 柳田 秀二君	丹羽 久章君 遠藤 三郎君 樋上 新一君 中谷 鉄也君	補欠 丹羽 久章君 柳田 秀一君 近江已記夫君 遠藤 三郎君 中谷 鉄也君	農林水産委員 辭任 奧野 誠亮君 補欠 田澤 吉郎君	麻生 良方君 西村 榮一君 補欠 西村 榮一君 麻生 良方君	文教委員 辭任 江崎 真澄君 補欠 樋上 新一君 山口 敏夫君	外務委員 辭任 近江已記夫君 矢野 絢也君 中谷 鉄也君 岡沢 完治君 中村 梅吉君 川崎 秀二君 塩谷 一夫君 西村 榮一君 大野 潔君	補欠 川崎 秀二君 塩谷 一夫君 中谷 鉄也君 岡沢 完治君 三郎君 梅吉君 秀一君 榮一君	法務委員 辭任 千葉 三郎君 中村 梅吉君 柳田 秀一君 西村 榮一君 川崎 秀二君 塩谷 一夫君 中谷 鉄也君 岡沢 完治君 中村 梅吉君 西村 榮一君 大野 潔君	補欠 川崎 秀二君 塩谷 一夫君 中谷 鉄也君 岡沢 完治君 三郎君 梅吉君 秀一君 榮一君	地方行政委員 辭任 北山 愛郎君 相沢 武彦君 補欠 華山 親義君 桑名 義治君	中山 利生君 兵輔君 齋四郎君 國雄君	補欠 千葉 三郎君 中村 梅吉君 丹羽齋四郎君 森下 國雄君 武雄君 信行君 文男君 齋君 兵輔君 利生君	阿部 文男君 齋君 兵輔君 利生君 中山 利生君 齋君 信行君 武雄君 木村 武雄君 齋君 兵輔君 利生君 齋君 兵輔君 利生君	阿部 文男君 齋君 兵輔君 利生君 中山 利生君 齋君 信行君 武雄君 木村 武雄君 齋君 兵輔君 利生君 齋君 兵輔君 利生君
---------------------------	---	---	---	---	---	--	---	--	---	---	---	--	---	---

辭任		久保 三郎君		補欠		安宅 常彦君	
建設委員		辭任		補欠			
木村 武雄君	丹羽喬四郎君	森下 國雄君	遠藤 三郎君	松永 光君	丹羽喬四郎君	木村 武雄君	森下 國雄君
小沢 一郎君	松永 光君						
予算委員		辭任		補欠			
赤松 勇君	川崎 寛治君	北山 愛郎君	西宮 弘君	細谷 治嘉君	相沢 武彦君	松尾 正吉君	矢野 紘也君
松尾 正吉君	相沢 武彦君	谷口善太郎君	不破 哲三君	大出 俊君	田邊 誠君	堀 昌雄君	山口 鶴男君
藤田 高敏君	大橋 敏雄君	沖本 泰幸君	川端 文夫君	東中 光雄君	平林 剛君	古川 雅司君	麻生 良方君
寺前 巖君	中谷 鉄也君	小澤 太郎君	渡辺 栄一君	井上 普方君	伊藤惣助丸君	林 百郎君	谷口善太郎君
決算委員		辭任		補欠			
西宮 弘君	細谷 治嘉君	勝澤 芳雄君	田中 武夫君				

昭和四十五年三月十九日 衆議院會議録第十一号 議案に關する報告書

昭和四十五年三月十七日

衆議院議長 船田 中殿 菅 太郎

昭和四十五年度の税制改正に關する暫定措置法案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、本年四月中に支払われる給与所得及び退職所得に對する源泉徴収の特例を定めるとともに、本年三月三十一日に期限の到来する内国税及び關稅の特別措置等の適用期限を暫定的に四月三十日まで延長し、よりとするもので、主要内容は次のとおりである。

(一) 源泉徴収の特例
本年四月一日から同月三十日まで、の間に支払われる給与所得及び退職所得に對する源泉徴収の特例に關する法律の特例を設け、四十五年度の税制改正の一環として改正を予定している基礎控除等の引上げ、給与所得控除の拡充及び税率の緩和をもととして計算した源泉徴収額表により源泉徴収を行なうこととしている。

(二) 特別措置等の期限延長
租稅特別措置法、物品稅法の一部を改正する法律等及び關稅暫定措置法に規定されている内国税及び關稅に關する特別措置のうち、本年三月三十一日にその適用期限が到来するものについて、その期限を四月三十日まで延長することとしている。

すなわち、この法律案によつて適用期限が延長されるものは、租稅特別措置法においては、利子所得に對する所得稅の分離課稅、配当所得に對する所得稅の源泉選課稅、中小企業者の取得する土地の所有權の移轉登記に對する登録免許稅の税率の軽減等の措置、物品稅法の一部を改正する法律等においては、トランジスタテレビ受像機、電子楽器等に對する暫定的非課稅または税率の軽減等の措置である。また、關稅暫定措置法においては、農林漁業用重油の免稅、國產原油の購入に對する關稅の還付等の免稅、還付制度のほか、バナナ、石油化學用揮発油、とらもろこし等四九九品目に對する暫定税率の適用である。

なお、以上の改正に伴う減収見込額は、一四〇億円となつてゐる。

四 議案の可決理由
本案は、四十五年度の税制改正の実施に備えるための措置として時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和四十五年三月十八日

衆議院議長 船田 中殿 毛利 松平

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に關する報告書

一 本件は、日本放送協會の昭和四十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

二 本件は、受信契約者から徴収する受信料の額、予算管理の基本原則及び収入支出の款項別金額を、事業計画は計画の基本方針、建設計画及び受信契約者見込額等を、資金計画は収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を定めるものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 収支予算

受信料	普通契約	月額	金額
(前納)	六か月分	一、七三五円	
(前納)	十二か月分	三、四六五円	
カラー契約	六か月分	四、六六五円	
(前納)	十二か月分	二、五六〇円	
(前納)	十二か月分	五、一一五円	

(二) 事業収入

事業収入	九〇九億八、三五八万五千円
事業支出	九〇九億八、三五八万五千円
資本収入	三〇七億三、二〇〇万円
資本支出	三〇七億三、二〇〇万円

事業計画
事業経営の長期的構想のもとに、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成につとめるとともに、すぐれた放送を実施し、国民の要望にこたへることとするが、計画の主要な項目は次のとおりである。

- 放送網の建設については、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の早期完成につとめ、また、ラジオにおいては、第二放送大電力局の整備を行なうほか、超短波放送局の建設を行なう。
- 放送番組については、テレビジョン、ラジオとも番組内容を充実刷新することともに、カラーテレビジョン番組の放送時間

拡充し、また、超短波放送については、その特性を生かした番組の充実をはかる。

3 放送番組の充実については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面及び社会教育面の利用を促進する。

4 受信契約者の普及については、受信者の開拓につとめるとともに、協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、受信契約者の維持増進をはかる。

一方、受信料の免除については、新たに、母子寮、老人ホーム等社会福祉事業施設の入居者、重度の精神薄弱者を有する市町村民税非課税の世帯および青年の家、児童文化センター等の社会教育施設に對し、全額免除を行なうとともに、重度の肢体不自由者、重度の戦傷病者に對し、半額免除の措置を講ずる。また、基地周辺の居住する受信者に對しては、受信環境の実情にかんがみ、免除範囲の拡大の措置を講ずる。

5 国際放送については、放送時間を拡充することともに、番組内容の充実刷新を行ない、放送効果の増大をはかる。

6 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を充実することともに、その成果を広く一般に公開して、わが國放送文化の発展に資する。

7 経営管理については、経営全般にわたる業務の効率化を推進して、企業能率の向上をはかる。また、職員に對する給与については、適正な水準の維持をはかる。

(三) 資金計画
1 年度内の入金並びに出金額を次のとおり予定する。
入金額 一、一一三億〇、六四〇万七千円
出金額 一、一一三億二、五六一萬八千円
2 前期末資金有高二七億円、期末資金有高三四億八、〇七八萬九千円を予定する。

〔別紙〕
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に對する附帯決議

政府並びに日本放送協會は、次の各項の実施につとむべきである。

- テレビジョン放送のUHF帯移行を円滑に推進すること。
- テレビ監視対策を積極的に推進すること。
- 放送法の精神にのっとり、放送による表現の自由と放送の不偏不党を確保すること。
- 協会は、知識社会、技術革新の世代に即応し、放送番組の充実、向上につとめること。
- 協会は、経営の近代化、業務の効率化をはかり、従業員に對する待遇改善に資すること。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
議案の要旨及び目的
秋田大学に医学部を新設すること。
佐賀大学に大学院を設置すること。
この法律は、昭和四十五年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由
學術研究の進展を圖り、医師の養成等の社会的要請にこたへるため、国立大学の拡充整備を行なうことは時宜に適するものであると認め、本案は、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和四十五年度文部省所管国立学校特別会計予算に、九千四百二十八萬三千円が計上されてゐる。

右報告する。
昭和四十五年三月十八日
衆議院議長 船田 中殿 八木 徹雄

通信委員長 金子 岩三
衆議院議長 船田 中殿

三編 一部 四十円
(配達料込)
發行所
大蔵省印刷局
東京 五八二 四四二(大代)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可